

第5次ちば中小企業元気戦略



ちばSDGs

令和5年（2023年）3月

千葉県

目 次

第1章 第5次ちば中小企業元気戦略の策定の趣旨	1
第1 ちば中小企業元気戦略について	1
1 ちば中小企業元気戦略とは	1
2 見直しの進め方	1
3 第5次ちば中小企業元気戦略の構成	2
第2 本県における中小企業が果たす役割について	2
第2章 現状と課題	4
第1 新型コロナウイルス感染症の影響と社会・経済環境の変化	4
第2 グローバル社会	4
第3 災害等リスクの増大	5
第4 人口減少・市場の縮小	5
第5 労働市場の変化	5
第6 働き方に対する意識の変化	6
第7 デジタル化の進展	6
第8 S D G s やカーボンニュートラルの社会的要請の高まり	7
1 S D G s の推進	7
2 カーボンニュートラルに向けた取組の推進	7
第9 広域交通網の充実	8
第3章 第5次ちば中小企業元気戦略の方向性	9
第1 目指すべき姿	9
第2 基本的方向	9
第3 施策横断の視点	10
第4章 第5次ちば中小企業元気戦略において講すべき施策	12
第1 中小企業の成長の後押し	12
1 意欲的な取組の促進	12
(1) 起業・創業への支援	12
(2) 成長産業への参入促進	14
(3) 経営革新等への支援	18
(4) 販路開拓の促進	19
(5) デジタル化・D Xの実現に向けた支援	21
2 産学官連携・企業間連携の促進	24
3 研究開発力や技術力向上等への支援	26

第2 中小企業の経営基盤の強化	28
1 多様な経営課題への対応	28
(1) 経営課題の解決に向けた伴走支援	28
(2) 円滑な資金調達への支援	29
(3) 事業承継への支援	31
2 SDGsやカーボンニュートラルの取組の促進	33
3 リスクマネジメントに係る支援	35
第3 中小企業の人材の確保・育成・定着	37
1 多様な人材の確保・育成への支援	37
(1) 多様な人材の確保への支援	37
(2) 人材育成への支援	39
2 多様な働き方を実現する環境整備	42
第4 中小企業と地域活性化	44
1 地域の特色を活かした地域活性化	44
(1) 地域資源を活用した新商品開発・事業活動の促進	44
(2) 観光振興を通じた地域活性化	46
2 地域づくり・まちづくりと連携した中小企業の活性化	48
(1) 地域と連携した商店街の活性化	48
(2) 企業誘致の促進	49
(3) 多様な主体の連携による地域課題解決の促進	50
第5章 第5次ちば中小企業元気戦略を推進するための方法	53
第1 支援体制の充実	53
第2 官公需の推進	55
第3 情報発信の強化	56
第4 戦略の進行管理	57
1 ちば中小企業元気戦略における進行管理	57
2 「中小企業振興に向けた研究会」における検証	58
3 地域勉強会の開催	58
千葉県中小企業の振興に関する条例	59
中小企業振興に向けた研究会 委員一覧	62

第1章 第5次ちば中小企業元気戦略の策定の趣旨

第1 ちば中小企業元気戦略について

1 ちば中小企業元気戦略とは

千葉県では、本県経済の発展と県民生活の向上において中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、平成19年（2007年）3月に「千葉県中小企業の振興に関する条例」（平成19年条例第5号、以下「条例」という。）を制定し、中小企業の振興を県政の重要な課題に位置付け、県を挙げて施策を総合的に推進しています。

「ちば中小企業元気戦略」は、条例第11条に基づく中小企業の振興に関する基本的な方針として策定しており、条例の前文では、中小企業の振興において、中小企業の事業展開の基盤となる地域の活性化と中小企業の成長・発展とが好循環を生み出していくことが重要であるとしています。これまでに、社会・経済環境の大きな変化を背景に、3回の見直しを行っています。

県では、見直しに当たり、学識経験者や中小企業者等の意見を幅広く伺いながら、県内の中小企業が力強く事業活動が行えるよう支援策を盛り込んできました。

第4次ちば中小企業元気戦略の策定以降、デジタル化の急速な進展やカーボンニュートラル、SDGsの実現に向けた動きや新しい働き方への対応など、社会・経済環境の目まぐるしい変化が起きています。地域経済を支える中小企業が、こうした変化を活かして持続可能な成長を実現できるよう、再び戦略の見直しを行い、第5次ちば中小企業元気戦略を策定することとしました。

【ちば中小企業元気戦略の策定・見直しの経緯】

次数	策定時期	主な背景等
1次	平成18年（2006年）12月	規制緩和等の構造改革、人口減少・少子高齢化等による競争激化
2次	平成23年（2011年）3月	リーマンショック後の回復、国の新成長戦略の策定
3次	平成26年（2014年）11月	デフレ脱却を目指した国の成長戦略、圏央道等のインフラ整備促進
4次	平成30年（2018年）2月	小規模企業振興の重要性を踏まえた条例改正

2 見直しの進め方

第5次ちば中小企業元気戦略の策定に当たっては、学識経験者、中小企業者、支援機関で構成される「中小企業振興に向けた研究会」（以下「研究会」という。）を令和3年度（2021年度）と4年度（2022年度）に合わせて8回開催し、専門的な知見等を有する委員から意見を伺うとともに、県内各地域において、中小企業者、経済団体、市町村、金融機関、支援機関等と地域勉強会を46回開催し、幅広く意見交換を行いました。

3 第5次ちば中小企業元気戦略の構成

まず、第1章では、ちば中小企業元気戦略の位置付けや見直しの進め方など基本的事項を示します。

第2章では、中小企業・小規模企業を取り巻く現状と課題を9点に分類・整理します。

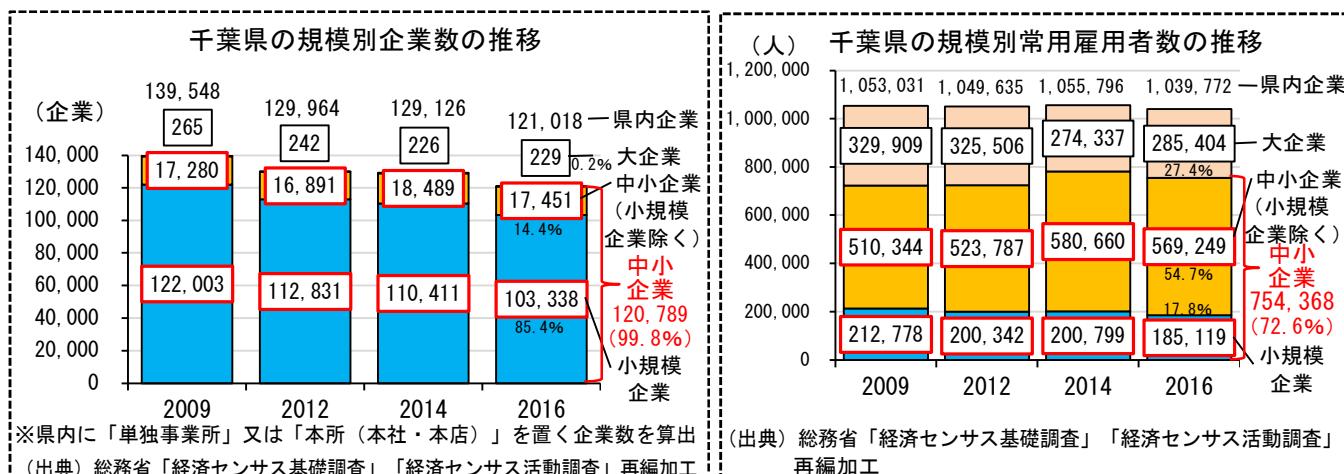
第3章では、第5次ちば中小企業元気戦略で新たに設定する「目指すべき姿」に向けた「基本的方向」と、新たに取り入れる4つの「施策横断の視点」を踏まえて、施策展開の方向性を示します。

第4章では、展開する4つの基本的方向に20の施策項目を設定し、項目ごとに「現状と課題」、「地域勉強会、研究会等での意見」、「取組の基本方向」を示します。

最後に、第5章では、第5次ちば中小企業元気戦略を推進するための方法として、支援体制の充実、官公需の推進、情報発信の強化、戦略の進行管理について示します。

第2 本県における中小企業が果たす役割について

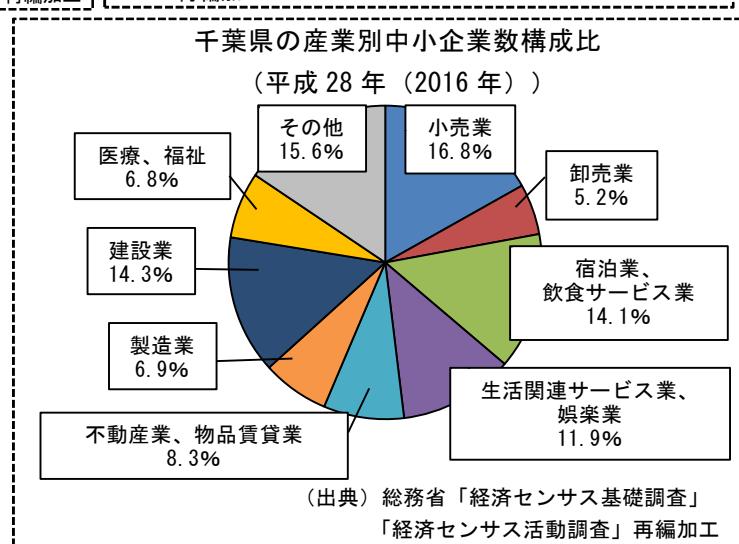
本県の企業数は、平成28年（2016年）現在で121,018企業となっており、小規模企業を含めた中小企業数は120,789企業で、全体の企業数に占める割合は99.8%です。そのうち、小規模企業数は103,338企業で、全体に占める割合は85.4%です。また、本県の常用雇用者のうち、72.6%は小規模企業を含めた中小企業に就業しています。



中小企業の構成を産業別にみると、小売業、建設業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などの割合が高くなっています。

県内では、地域に密着したサービスを提供し住民の生活を支える企業や、ものづくり分野で高度な技術を有する企業などが、幅広い分野で活躍しています。

このように、中小企業は、本県経済の主要な担い手として、地域と雇用を支えています。



中小企業の定義は？

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）では、中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を下表のとおり規定しています。

業種	中小企業者		小規模企業者 常時使用する従業員の数
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

（出典）中小企業庁ホームページ一部加工

【参考】中小企業基本法第2条第1項及び第5項（抜粋）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- （ 略 ）
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

第2章 現状と課題

第1 新型コロナウイルス感染症の影響と社会・経済環境の変化

令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、感染者の増加による医療提供体制のひっ迫といった国民の生命・健康に対する直接的な影響に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による行動制限や施設の使用制限等を通じて、国民生活や企業活動に大きな影響を与えました。特に、企業活動への影響は、売上減少による資金繰りの悪化や消費者の行動変容に伴う市場ニーズの変化など、多岐にわたりました。

また、ロシアのウクライナ侵攻を背景とした国際的な燃料・原材料価格の上昇に加え、急激な為替変動など、中小企業を取り巻く社会・経済環境は日々目まぐるしく変化しています。そのような中、大企業に比べて、交渉力が弱いとされる中小企業にとっては、資源高に伴うコスト上昇分を製品やサービスの価格に上乗せできないといった価格転嫁の課題などが顕在化しています。中小企業は、取引先とのパートナーシップ構築宣言¹等も活用しながら、サプライチェーンにおける付加価値の向上に取り組むことが必要です。

第2 グローバル社会

グローバル化が進む現代社会においては、資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引拡大や海外投資の増大によって、他国との経済的な結び付きが強まっています。また、ビジネスや観光を目的とした訪日外国人が増加を続け、宿泊業や観光業をはじめとした関連産業の活性化につながっています。

そのような中で、新型コロナウイルス感染症や燃料・原材料価格の高騰は短期間のうちに全世界に広がり、各国共通の課題となりました。また、急激な成長を遂げている新興国との競争の激化や、世界の潮流であるサービス経済化²の進展、国際的に通用する人材ニーズの高まりも見込まれています。

本県には、令和3年（2021年）現在で16万2千人を超える外国人が居住³し、約6万8千人が就労⁴しています。特定技能など在留資格の拡大等により、外国人労働者は引き続き増加することが予想されることから、国籍や言語、文化、習慣等にかかわらず、多様な人材が活躍することができる環境づくりも重要です。

国内需要の減少に伴う販路開拓の必要性や慢性的な人手不足等を課題とする中小企業が、国際競争力を高めて持続的に成長するためには、海外展開や優秀な外国人材の確保など、戦略的にグローバル化を図ることが重要です。

¹ 原油・資源高に伴う価格転嫁が中小企業の経営課題に浮上している中、サプライチェーン全体の共存共栄や適正な取引価格の実現を目指し、規模の大小にかかわらず、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言する取組。

² 経済発展に伴い、経済活動の重点が農林水産業（第一次産業）から製造業（第二次産業）、非製造業（サービス業、第三次産業）へと移る現象。

³ 令和3年（2021年）12月末現在で162,830人が居住。（出典：千葉県総合企画部国際課調べ）

⁴ 令和3年（2021年）10月末現在で68,155人が就労。（出典：千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況」）

第3 災害等リスクの増大

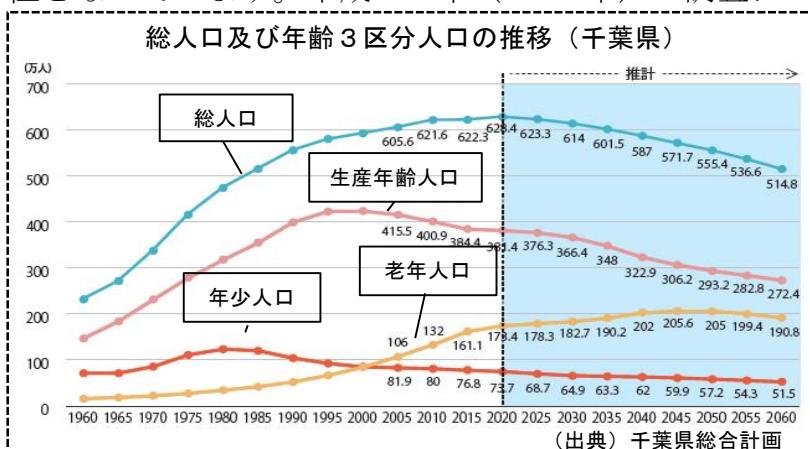
平成23年（2011年）にマグニチュード9.0という過去最大規模の東北地方太平洋沖地震が発生し、本県でも最大震度6弱を記録するとともに、津波や液状化などにより企業活動にも大きな被害が出ました。

近年では、令和元年（2019年）に発生した「令和元年房総半島台風（台風第15号）」、「東日本台風（台風第19号）」、「10月25日の大雨」の一連の災害により、建物被害に加え、電気・水道等のライフラインの寸断などで、中小企業が受けた被害の総額は約300億円（一次被害⁵）に達しました。また、こうした自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症や電力需給のひっ迫、サイバー攻撃など、企業活動に影響を及ぼすリスクは複雑化・多様化しています。

第4 人口減少・市場の縮小

令和2年（2020年）10月1日現在の国勢調査における本県の人口は、全国の5.0%を占める約628万人で、全国で第6位となっています。平成27年（2015年）の調査に比べて約6万人、1.0%増加し、増加した8都県のうち5番目の増加率でした。

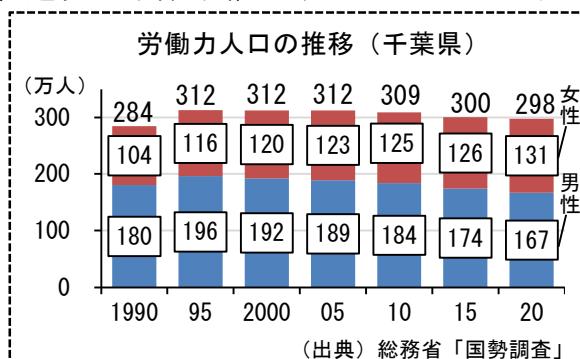
一方で、本県の人口は、令和42年（2060年）には約514万人に減少すると推計されており、人口減少は、一義的には市場規模の縮小につながるため、企業活動に影響を及ぼすおそれがあります。



第5 労働市場の変化

少子高齢化に伴い、本県の生産年齢人口⁶は、平成12年（2000年）をピークに減少しており、労働力人口⁷も減少していることから、中小企業では、人手不足による事業活動への影響が懸念されます。また、経営者の高齢化が進むことで、休廃業・解散の増加やそれに伴う雇用機会の減少が見込まれることから、適切な事業承継を早急に進めていく必要があります。

一方で、女性や高齢者、障害者等の就業者数は年々増えており、更に特定技能など在留資格の拡大等により、外国人労働者も一層増加することが見込まれます。こうした中、中小企業は、多様な人材が個性や能力を發揮し、働くことができるよう、労働環境の整備も進める必要があります。



⁵ 工場・店舗・事務所といった建物などへの直接被害額。

⁶ 年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層。日本では15歳以上65歳未満の人口。

⁷ 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口。

第6 働き方に対する意識の変化

平成30年（2018年）以降、働き方改革関連法⁸が順次施行され、働く人それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択可能とするための環境づくりが推進されています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や働き方に対する労働者の意識において大きな変化をもたらしました。

例えば、自宅やサテライトオフィス、コワーキングスペース⁹など職場以外で仕事をする「テレワーク」や、海や山などの豊かな自然に囲まれた地域で仕事と休暇を組み合わせる「ワーケーション」は、時間や場所を選ばない働き方として活用されています。

また、本業とは別に仕事や業務を持つ「副業・兼業」や、特定の企業に専従せずに自らの技能等を提供する「フリーランス」という働き方も広まりつつあります。

これらの働き方は、社員のスキルアップや、多様な人材、即戦力となる人材の確保などにつながることが期待されることから、中小企業は、これらの変化に柔軟に対応する必要があります。

第7 デジタル化の進展

5G¹⁰等の通信インフラの整備や、スマートフォンやキャッシュレス決済の普及などデジタル化の急速な進展に伴い、デジタル技術は、産業や生活の基盤として欠かせないものになっています。

また、テクノロジーの進化、特にIoT¹¹技術が社会や経済の隅々まで広がることで、あらゆるモノがインターネットでつながり、それを通じて膨大なデータが収集・蓄積されています。そして、それらのビッグデータは、AI¹²によるデータ解析能力の向上により、利活用の幅が広がり、多くの企業でマーケティング戦略の策定や経営方針の見直し、新商品・サービスの開発、シェアリングエコノミーの創出等に活用されています。

さらに、電子インボイス¹³や法人共通認証基盤（GビズID）¹⁴を活用した補助金申請・手続といった企業活動のデジタル化が必要不可欠となる中、中小企業は、これらを好機と捉え、着実にデジタル化を進めることにより、コスト削減や業務効率化、事業の高付加価値化を図ることが求められます。

⁸ 正式名称は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」。労働者が多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、公正な待遇の確保等の措置を講ずるため、労働基準法など8本の労働関係法を改正する法律。

⁹ 多様な職種・業種の人々が開かれたワークスペースを共用し、それぞれの仕事をする施設。時に利用者間の連携・交流を促す機能を有することも特徴の一つ。（出典：千葉県総合計画）

¹⁰ 第5世代移動通信システム。携帯電話などの通信に用いられる次世代通信規格であり、従来の規格（4G）よりも大容量通信、省電力、多接続を可能としている。（出典：千葉県総合計画）

¹¹ Internet of Things の略。様々なモノがインターネットに接続すること。（出典：総務省）

¹² Artificial Intelligence の略。人工知能。（出典：総務省）

¹³ 令和5年（2023年）10月から開始されるインボイス制度において、売手（登録事業者）から買手（課税事業者）に交付される適格請求書等の関係書類について、電磁的記録により提供するもの。その際、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）に準じた方法による保存が必要とされる。（出典：国税庁）

¹⁴ 行政手続等において手続を行う法人を認証するための仕組み。1つのID・パスワードで本人確認書類なしで様々な政府・自治体の法人向けオンライン申請が可能になる。（出典：デジタル庁）

第8 SDGsやカーボンニュートラルの社会的要請の高まり

1 SDGsの推進

平成27年（2015年）に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、令和12年（2030年）までに持続可能でより良い世界の実現を目指す国際目標で、17の目標と169のターゲットから構成されています。国では「SDGs実施指針¹⁵」を定めて各種の取組を推進しており、本県でも、令和4年（2022年）3月に決定した総合計画¹⁶において、「SDGsの推進」を施策横断的な視点の一つと位置付け、全庁を挙げて取り組むこととしています。

SDGsに掲げられた目標を達成するには、経済・社会・環境における広範な課題に対して、企業、県民、団体、行政等の主体が連携・協働し、統合的に解決していくことが重要です。

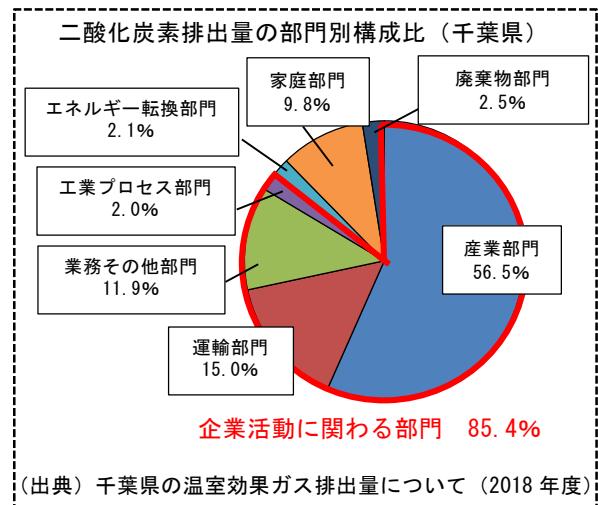
中でも、地域経済の担い手である中小企業は、主要なプレイヤーとしての役割が期待されています。地域社会全体で、多様な主体がSDGsの考え方を広く共有し、取り組んでいくことが必要です。



2 カーボンニュートラルに向けた取組の推進

地球温暖化が進む中、令和2年（2020年）、国は、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを決しました。本県でも、令和3年（2021年）に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言¹⁷」を行い、県民や企業、市町村等の多様な主体と協力し、カーボンニュートラル実現に向けた取組を進めることとしました。

なお、本県の二酸化炭素排出量の約85%は、産業部門、運輸部門、業務部門などの企業活動に関わる部門が占めており、中小企業にとっても対応が求められるようになってきています。



¹⁵ 「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」というビジョンをもとに平成28年（2016年）12月にSDGs推進本部において決定・策定された指針。

¹⁶ 令和4年（2022年）2月定例県議会における議決を経て、3月28日付けで「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」を決定し、令和4年度（2022年度）から、この計画に基づき各施策を推進している。

¹⁷ 令和3年（2021年）2月定例県議会において宣言。

第9 広域交通網の充実

本県は、太平洋や東京湾など三方を海に囲まれた半島性の地形であり、都心から離れた地域については、人やモノの流れに地理的な制約があります。

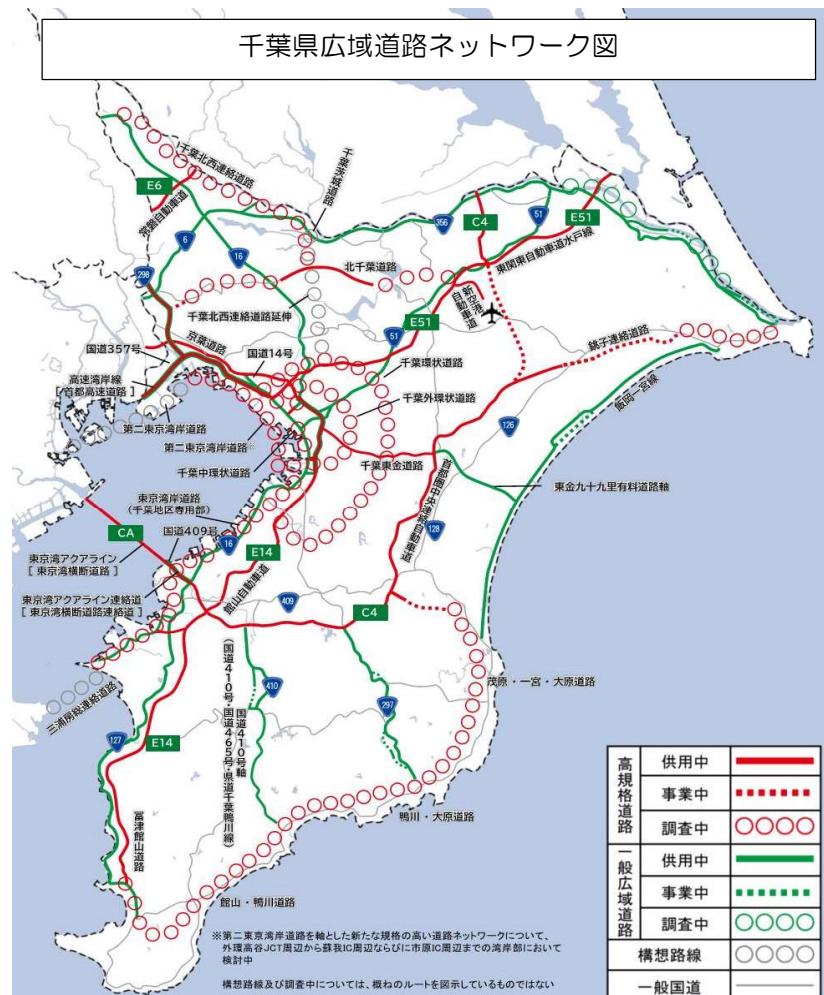
一方で、東京湾横断道路（東京湾アクアライン）の通行料金引下げや、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の大栄・横芝間や北千葉道路等の整備の進行など、広域道路ネットワークの充実が見込まれています。県外からのアクセス向上により、新たな企業の立地や雇用の場の創出、観光振興や二地域居住、移住・定住の促進などの効果が期待され、県内の活力をより一層向上させる好機を迎えてます。

また、成田国際空港は、豊富な国際線ネットワークを有する日本の空の表玄関であるとともに、航空貨物において国内最大の取扱量を誇り、国際交流拠点として重要な施設です。

現在、成田国際空港株式会社において進められている年間発着容量の拡大など更なる機能強化に合わせ、国・県・空港周辺9市町¹⁸・成田国際空港株式会社の四者による地域づくりの取組が進められています。

令和4年（2022年）1月には、農林水産物の加工や輸出手続を市場内で完結できる日本初のワンストップ輸出拠点機能を持った成田市公設地方卸売市場が、移転再整備により成田国際空港の隣接地に開場したところであり、更なる機能強化との相乗効果により、世界へ魅力発信する新たな拠点として期待されています。

このように、広域交通網の充実によって一段と高まる本県のポテンシャルを最大限活かして、国内外から多くの人やモノ等を呼び込み、県全体の経済活性化につなげていく取組を続けていくことが必要です。



（出典）千葉県広域道路交通ビジョン・千葉県広域道路交通計画

¹⁸ 成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町の9市町。

第3章 第5次ちば中小企業元気戦略の方向性

第1 目指すべき姿

県内では、地域に密着したサービスの提供により住民の生活を支える企業、高度な技術を有するものづくり企業、新技術を開発する革新的なベンチャー企業など多彩な中小企業が、幅広い分野で活躍し、本県の経済を支えています。

一方で、中小企業の事業環境は大きく変化しており、資金繰り、人手不足、事業承継などの従来の課題に加え、感染症の拡大、燃料・原材料価格の上昇、カーボンニュートラルの実現等の新たな課題への対応も求められています。

第2章「現状と課題」でみたとおり、こうした社会・経済環境の変化は、企業活動や人々の働き方・ライフスタイルに大きな影響を及ぼしています。

今後は、多様な中小企業が充実した広域交通網や豊かな自然環境に恵まれる本県の強みを活かしながら事業再構築等に取り組むことによって、こうした変化を本県経済の成長につなげていくことが必要です。

また、千葉県中小企業の振興に関する条例は、「中小企業の経営の向上及び改善」と「地域づくりによる地域の活性化」とが互いに密接な関係にあることから、これらが相乗的に効果を発揮して中小企業の振興を図ることを基本理念としています。

そこで、県内企業の99.8%を占め、地域経済を支える中小企業が、持続的に成長・発展できるよう、事業者はもとより、それを支援する行政、支援機関等が目指すべき姿として、

**地域経済を支える中小企業の持続可能性を高めるとともに、
社会・経済環境の変化に対応し、千葉らしい力強い成長を実現**

を掲げます。この姿を目指して、中小企業者や支援機関等と意見交換を行いながら、第5次ちば中小企業元気戦略を着実かつきめ細やかに推進していきます。

第2 基本的方向

目指すべき姿の実現のため、条例を制定した際に県を挙げて総合的に推進するとした中小企業振興に関する基本的方向を以下の4点に整理します。

①成長の後押し

将来の地域経済の活性化の担い手となる有望なベンチャー企業などを伴走支援とともに、地域の産業集積の強みを活かした産学官連携・企業間連携の促進等を通じて、バイオ、食品、健康・医療ものづくり等の成長産業の振興を図ります。また、生産性向上等に向けたデジタル技術の活用や、事業再構築等の意欲的な取組を支援します。

②経営基盤の強化

中小企業が経営基盤の強化を図るため、円滑な資金調達や事業承継、リスクマネジメント等多岐にわたる経営課題に対する伴走支援を行います。また、SDGsやカーボンニュートラルに向けた取組を通じて持続性のある経営が図られるよう、支援機関等と連携して支援します。

③人材の確保・育成・定着

中小企業において、若者、女性、高齢者、障害者、外国人などの多様な人材が柔軟な働き方を選択できるように環境整備を行うことや、副業・兼業人材の受入に取り組むことは、経営や成長に必要な人材の確保・定着だけでなく、新たな視点からのアイデア創出や生産性向上などの効果が期待できます。これらの取組や、技術革新やデジタル化といった社会変化に柔軟に対応できる人材の確保・育成を支援します。

④地域活性化

地域経済の主役である中小企業と多様な主体による、地域づくり・まちづくりと連携した課題解決や地域活性化を促進するとともに、本県ならではの地域資源を活用した新商品開発等を支援します。また、本県の特性や魅力を活かした戦略的なプロモーション、観光コンテンツの高付加価値化等による観光振興や戦略的な企業誘致等を推進します。

第3 施策横断の視点

「第1 目指すべき姿」の実現のために、「第2 基本的方向」に基づく施策を推進するに当たっては、第2章で整理した中小企業・小規模企業を取り巻く現状と課題を踏まえて、全ての施策に広く関係する視点として4つの「施策横断の視点」を新たに設定します。

①デジタル技術の活用

デジタル技術は、これまで紙で記録していたアナログデータのデジタル化から、ITシステム導入による個別業務プロセスのデジタル化、業務全体の変革(最適化)や新製品・サービスの開発等のイノベーションの創出、取引全体のデジタル化に至るまで様々な場面で活用されています。デジタル技術の活用は、今後の企業活動と産業競争力の強化に必要不可欠です。

中小企業は、個々の業態やデジタル化レベルに応じて、ITシステムの導入や人材育成など必要な取組を段階的に進めていくことが重要です。各企業のデジタル化に向けた取組を一層促進するべく、きめ細かな支援の実施を通じて、企業のデジタル・トランスフォーメーション(DX)¹⁹の実現及び本県産業の競争力強化を図ります。

②SDGsの推進

SDGsの推進は、中小企業にとって、企業価値や社会的信頼の向上、優秀な人材の確保、従業員の仕事のやりがい・モチベーションの向上等につながることが期待されます。また、SDGsの考え方は、働き方改革や女性、高齢者など多様な人材が活躍するダイバーシティ経営²⁰にも資するものです。

¹⁹ 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。(出典: 経済産業省「デジタルガバナンスコード2.0」)

²⁰ 多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営のこと。(出典: 経済産業省「ダイバーシティ経営の推進」)

グローバル企業や大企業のサプライチェーンにおいても、中小企業は、取引先からSDGsに関する取組が求められるようになってきており、SDGsを意識した経営への取組を促していきます。

③グローバルな動きへの対応

グローバル化が進む中で、国内需要の減少に伴う販路開拓の必要性や慢性的な人手不足等の課題を有する中小企業にとって、海外への進出や販路拡大、優秀な外国人材の確保など、戦略的にグローバル化を図っていくことは重要です。

一方で、国際的なサプライチェーンの混乱や燃料・原材料価格の上昇等が企業活動に及ぼす影響は大きいため、複雑化・多様化したリスクを認識し、適切な対策を講じることが必要です。

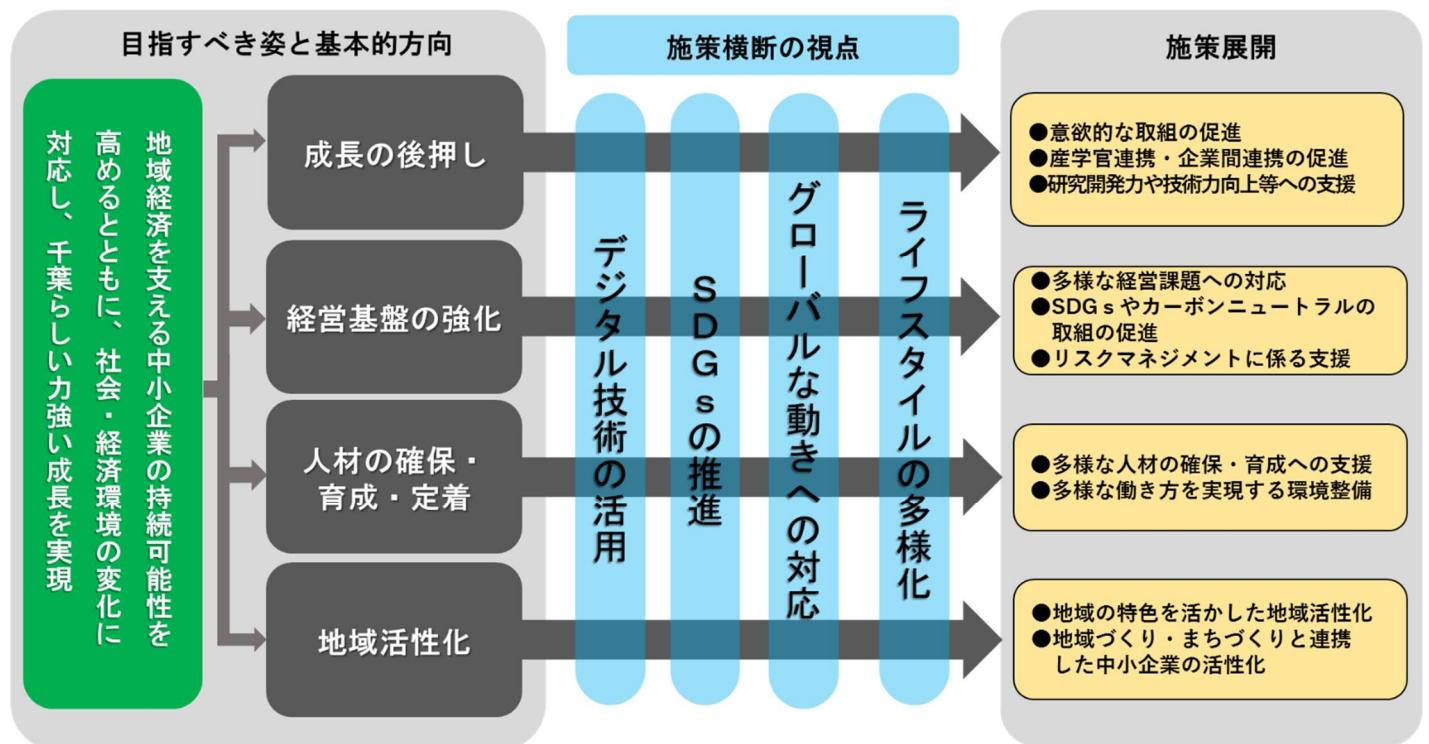
④ライフスタイルの多様化

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークやワーケーションなどの働き方の広まりや地方志向の高まりなどを背景に、人々のライフスタイルは多様化しています。

首都圏にありながら風光明媚な景観と豊富な食、自然体験型アクティビティなど多くの魅力を有する本県においては、二地域居住や移住・定住と併せた起業・創業の促進、シェアオフィスやコワーキングスペース等を活用した起業家コミュニティの形成、新たな観光需要の創出といった様々な可能性につながるような取組を行うことが必要です。

上記の①から④の視点を踏まえ、第5次ちば中小企業元気戦略の方向性を整理すると、図表のとおりとなります。

第5次ちば中小企業元気戦略の方向性



第4章 第5次ちば中小企業元気戦略において講すべき施策

第1 中小企業の成長の後押し

1 意欲的な取組の促進

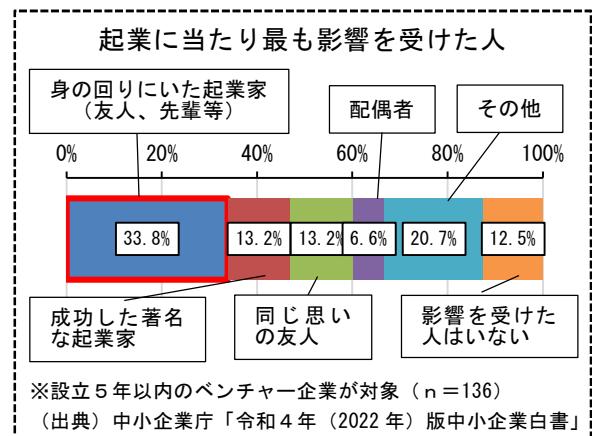
(1) 起業・創業への支援

①現状と課題

起業・創業は、地域における新たな産業や雇用の創出を促し、経済成長の原動力となります。また、ベンチャー企業²¹を育成することは、イノベーションの創出のみならず、産学官連携の促進や成長産業の振興にもつながります。

起業・創業の形態としては、近年、経営者が既存の経営資源を活かして新しい分野に進出し、経営刷新を図る第二創業が増えています。また、デジタル化の進展やライフスタイルの多様化、SDGsに対する意識・関心の高まり等を背景に、県内の自然豊かな地域への移住を伴う起業や、ビジネスを通して社会課題解決に取り組む社会起業家等、様々な形態が広がっています。

一方で、日本は、他国に比べて、身近に起業を感じられる機会が少ないなどの理由から、起業家が育ちにくい環境と言われており、アントレプレナーシップ教育の促進や起業家マインドの醸成、起業家の掘り起こしなどが課題となっています。さらに、ベンチャー企業は、優れた技術を有していても事業実績や信用力が乏しいことから、事業化のための資金やノウハウ、ネットワーク等が十分でないこともあります。



②地域勉強会、研究会等での意見

- 起業・創業の支援策は、事業資金の調達や融資といった資金面だけでなく起業家同士の情報交換の場となるコミュニティやネットワークを整備することも重要。(地域勉強会)
- 起業に対して前向きな大学生が増えていると感じる。若年層に特化した支援策を作ることと、現在の充実した支援策が学生に知られていないので、効果的な周知を行うことが重要。(研究会)
- 起業・創業と事業承継を組み合わせた第二創業は、店舗・顧客等の経営資源を引き継ぐことができるため、資金負担の軽減にもつながる。(研究会)
- 県内には優れた理系大学が多いため、研究成果を活用した学生のビジネスプランコンペティションやイベントの開催、大学や企業との連携により、大学発ベンチャーが生まれるよう支援するべき。(地域勉強会)

²¹ ここでは、独自のアイデアや最先端の技術で、新商品・サービスの開発や新しいビジネスモデルを開拓する企業を言う。ベンチャー企業のうち、革新的な新規ビジネスに挑戦し、急成長が見込まれる企業をスタートアップと言う。

○同一地域の大学や企業と連携して、地域資源を活用した商品開発・イベント開催等の取組を行うことで、大学生は体験することだけでなく、起業に前向きなマインドを得ることができるので、こうした取組を広げると良い。（地域勉強会）

③取組の基本方向

○若い世代に起業・創業を感じてもらう取組

- ・若年層のアントレプレナーシップ向上のため、小中学生を対象としたB to B型起業体験イベントや大学生等を対象としたワークショップなどに取り組み、起業を志す人材の育成を進めます。
- ・高校生の職業観を育てるとともに、将来、自立した社会人になる見通しを持って学校生活を送れるように、企業経営等の分野で活躍する著名人等による講演を行います。
- ・起業機運を醸成するとともに優秀な起業家を発掘・育成していくため、起業家交流会やビジネスプランコンペティションを開催し、県内での起業を促進します。

○起業・創業の総合支援

- ・千葉県産業振興センターにおいて、起業・創業に必要な情報・ノウハウの提供や、税務・法律関係等の専門的な経営相談を行うなど、事業計画の策定から事業化まで一貫した支援を行います。
- ・制度融資²²の創業資金等により、創業時や事業が軌道に乗るまでの一定期間に必要な資金調達を支援します。
- ・創業者の意欲的な取組を応援するため、創業資金の信用保証料の一部を助成して、円滑な資金繰りを支援します。
- ・先進的なアイデア等をもとに創業を予定している、又は創業間もない中小企業を対象に、創業等に必要な費用の一部を助成します。
- ・商工会・商工会議所等が行う、創業塾などの起業・創業に関する事業の費用を助成します。

○ベンチャー企業への支援

- ・革新的なベンチャー企業に対して、メンター²³や専門家を派遣し、成長段階に応じたきめ細やかで短期集中的な伴走支援を行うことにより、事業展開を加速させます。
- ・東葛テクノプラザなどの公的なインキュベーション施設²⁴において、貸し研究室等を安価で提供するとともに、事業開発や事業化への取組に対して支援を行います。
- ・県が認定するインキュベーション施設等を経て、県内で発展的に事業を継続する企業が新たに立地する本社又は研究所に対して助成を行います。

²² 県内中小企業が、経営の活性化・安定のために必要な事業資金を円滑に調達できるよう、県、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもと行う融資制度。

²³ 「良き指導者」、「優れた助言者」のこと。

²⁴ 創業初期段階にあるベンチャー企業や中小企業に対して、事業スペースの提供をはじめとする各種支援を行うことを目的とした施設のこと。

- ・優れた技術シーズを有するベンチャー企業と、その技術を活用したい企業・大学等との共同研究や外部連携などのオープンイノベーションを促進するため、交流機会の提供等を行います。
- ・ベンチャー企業と投資家・金融機関とのマッチングの場を創出するため、経済団体・銀行・投資会社等の民間団体と連携して運営する支援組織「ベンチャーカラブちば」の主催によるビジネスプラン発表会等の取組への支援を行います。

○多様な創業への支援

- ・若者、女性などの幅広い層による起業・創業を促進するとともに、事業承継に伴う第二創業など、多様な形態の起業・創業を支援します。

（2）成長産業への参入促進

①現状と課題

本県の持続的な発展や地域経済の活性化を図るために、中小企業が、市場拡大が見込まれる成長産業へ積極的に参入することが重要であり、本県には、こうした成長が見込まれる分野において、数多くの中小企業が存在しています。

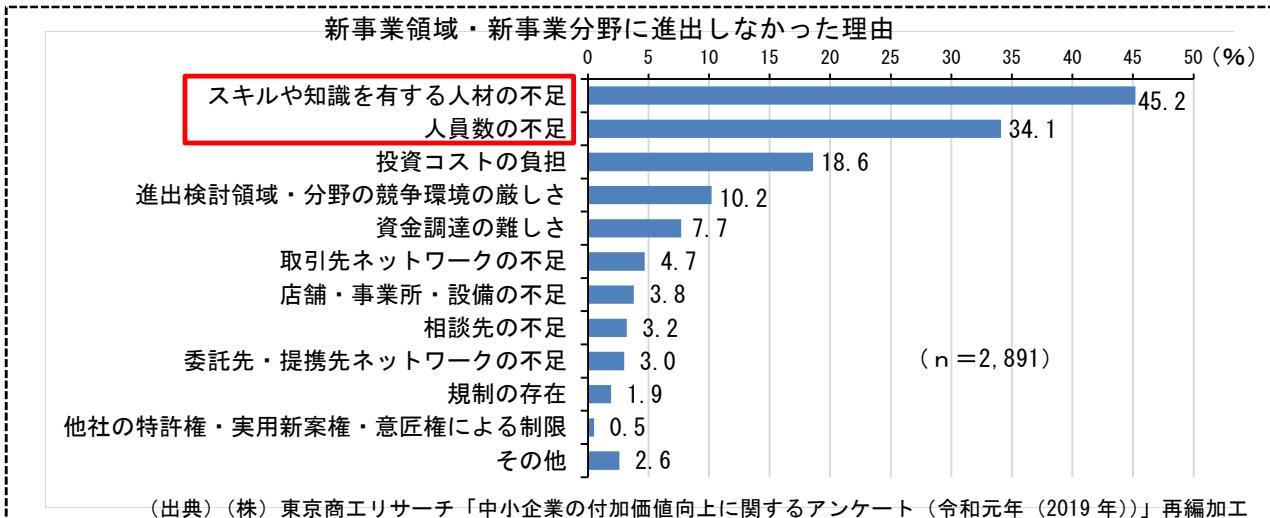
まず、健康・医療ものづくり分野については、県内には、医療機関や理系の大学、研究機関、支援機関等が豊富に存在し、また、優れた技術を有するものづくり企業も数多く立地していることから、医工連携や産学連携などを通じて、医療機器等の共同開発や事業化が促進され、イノベーションの創出が期待されます。

また、バイオ・ライフサイエンス分野については、最先端の研究成果を上げているかずさDNA研究所をはじめ、様々な分野への応用可能な技術研究を行う大学や研究・開発機関が数多く集積しています。

さらに、食品関連分野については、本県は首都圏に位置しながら全国有数の農林水産県であり、また、輸出拠点である成田国際空港や千葉港を有しており、千葉市や船橋市には食品コンビナートが形成されているほか、銚子市には水産加工会社や冷凍・冷蔵会社も多く集積していることなど、食料品製造拠点として大きな強みがあります。

そのほか、本県では、洋上風力発電の導入が進められており、今後成長が見込まれる環境・エネルギー関連産業の集積も期待されます。

しかしながら、中小企業が新しい成長分野へ進出するためには、スキルや知識、人材の不足、投資コストの負担など様々な課題があることから、分野に応じた技術的な支援や連携の促進など、多方面からの支援が必要です。



②地域勉強会、研究会等での意見

- 新産業への進出に当たっての課題として、企業が自社の課題や強みを認識していないことがあるため、まずは検証させることが必要である。(研究会)
- 中小企業が、成長が見込まれる産業へ進出するには、その分野に明るい専門家が適切な伴走支援を行うことが有効である。(研究会)
- 中小企業は、以前よりも事業の縦展開や新事業展開に意欲的になっていることから、業種を超えたマッチングにより新しい事業を生み出せるとよい。(研究会)

③取組の基本方向

○成長分野への全般的な支援

- ・環境・エネルギー分野をはじめ様々な成長分野に関わる研究開発等に要する費用の一部を助成します。
- ・中小企業のニーズと大学・公設試験研究機関（公設試）等の研究機関のシーズのマッチングや、国のG o – T e c h 事業²⁵などの競争的研究開発資金の獲得支援、共同プロジェクトの進捗・運営管理、研究成果の事業化などの取組を伴走支援します。
- ・優れた技術シーズを有するベンチャー企業と、その技術を活用したい企業・大学等との共同研究や外部連携などのオープンイノベーションを促進するため、交流機会の提供等を行います。【再掲】
- ・立地企業補助金等の活用などにより、本県経済を牽引する成長産業への新規参入等を支援します。
- ・市町村や関係機関と連携して、地域未来投資促進法²⁶等を活用して、地域特性を活かし、地域経済をけん引する事業を行う中小企業等を支援します。

²⁵ 中小企業等が、大学や公設試等の研究機関等と連携して行う、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けた研究開発及び事業化に向けた取組を一貫して支援する事業。

²⁶ 正式名称は「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）」。地域の特性を活用した事業の生み出す経済的效果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体や企業等の取組を支援して、地域活性化を目指すもの。

○健康・医療ものづくり分野への支援

- ・医療機器開発の経験・知識を有する専門人材であるメディカル・コンシェルジュを配置し、医療現場からのニーズの集約、企業への情報提供、医療機関・医療機器メーカーと優れた技術を有するものづくり企業のマッチング、試作品開発や事業化を進めるための相談など、製品開発から販路開拓まで総合的な支援を行います。
- ・ものづくり中小企業の医療機器産業への参入を促進するため、製造販売業者等と連携して行う健康・医療ものづくり製品の研究・開発等に対する経費の一部を助成します。
- ・国立がん研究センター東病院「N E X T 医療機器開発センター」及び千葉大学医学部附属病院「メドテック・リンクセンター」に開発コーディネーターを配置し、医療機関と中小企業の連携強化を図るとともに、医療機器等の開発を促進します。
- ・「ちば健康・医療ものづくり産業支援推進会議²⁷」を運営し、健康・医療ものづくり分野に進出している企業や、参入への意欲を持つ企業をネットワーク化し、情報交換や交流を図るとともに、医療機関・医療機器メーカー・大学等と中小企業のマッチングや医工連携による製品開発等を促進します。

○バイオ・ライフサイエンス分野への支援

- ・千葉県バイオ・ライフサイエンス・ネットワーク会議²⁸や Greater Tokyo Biocommunity²⁹を通じて、かずさDNA研究所を中心とした産学官連携の取組を促進し、健康・医療、農業、環境など幅広い分野におけるイノベーションを創出します。
- ・かずさDNA研究所の研究成果を活用し、中小企業との共同研究や技術支援を行い、バイオエコノミー社会の実現に向けた取組を支援し、新事業を創出します。
- ・東葛テクノプラザなどのインキュベーション施設に入居するバイオベンチャー企業に対し、インキュベーションマネージャー等により助言等の支援を行います。

○食品関連分野への支援

- ・県産農林水産物などの地域資源を活用した商品について、開発段階から商品改良、販路開拓等まで一貫した相談対応を行うとともに、消費者ニーズを捉えた商品改良につなげるため、テストマーケティング等の実施への支援を行います。
- ・ちばの「食」産業連絡協議会³⁰を通じて、中小企業等がニーズの発信やマッチング、情報交換など双方向の交流ができる機会を設け、ネットワークの形成を促進するとともに、「食のちばの逸品を発掘」コンテストや各種商談会等を通じ、販路開拓を支援します。

²⁷ 健康・医療分野への新規参入に取り組む中小企業や、自社技術の更なる高度化や医工連携に取り組む医療機器メーカー・部材供給企業等に対して効果的な支援を行うために、千葉県産業振興センターに設置。

²⁸ 健康・医療・環境・食糧等、人々の生活に關係の深い課題の解決に大きな貢献が期待され、産業としての高い将来性が見込まれるバイオ・ライフサイエンス分野の研究開発、産業振興を図るための全県的な産学官連携組織。

²⁹ 東京圏におけるバイオ産業の産学官ネットワーク。

³⁰ 生産者、食品製造業者、外食・中食（なかしょく）業者、金融機関、行政機関等で構成され、地域の農林水産業と食品産業の振興を図るため、情報交換や商談の場を創出するとともに、農林水産物を高付加価値化する新商品の開発並びに新たな流通経路の形成・促進などの活動を行う。

- ・中小企業の農林水産物・食品の輸出事業計画の作成支援や施設整備等の事業実施に係る支援を行うとともに、展示会等への出展など販路開拓の取組を支援します。
- ・千葉県産業支援技術研究所において、食品関連機器等の活用や依頼研究等により中小企業の技術力の向上や新商品の開発等を支援するとともに、食品・化学技術に関する講習会等を開催します。

○エネルギー産業等の振興

- ・洋上風力発電をはじめとした本県の再生可能エネルギー拠点としてのポテンシャルを最大限活かし、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、発電事業への県内企業の参入促進や、関連産業の県内集積を図ります。
- ・カーボンニュートラルに取り組む中小企業の相談にワンストップ相談窓口で対応し、再生可能エネルギーの導入支援等を行います。
- ・エネルギー関連の新技術・新製品の研究開発に取り組む中小企業に対して、技術的な助言や補助金の獲得等の支援を行います。
- ・今後、利活用の拡大が期待される水素について、関係企業・団体等と連携して検討を進めるとともに、本県の供給・活用モデルの創出を見据え、必要な調査・検討を実施し、中小企業を含む県内企業の水素エネルギー関連産業への参入を促進します。

(3) 経営革新等への支援

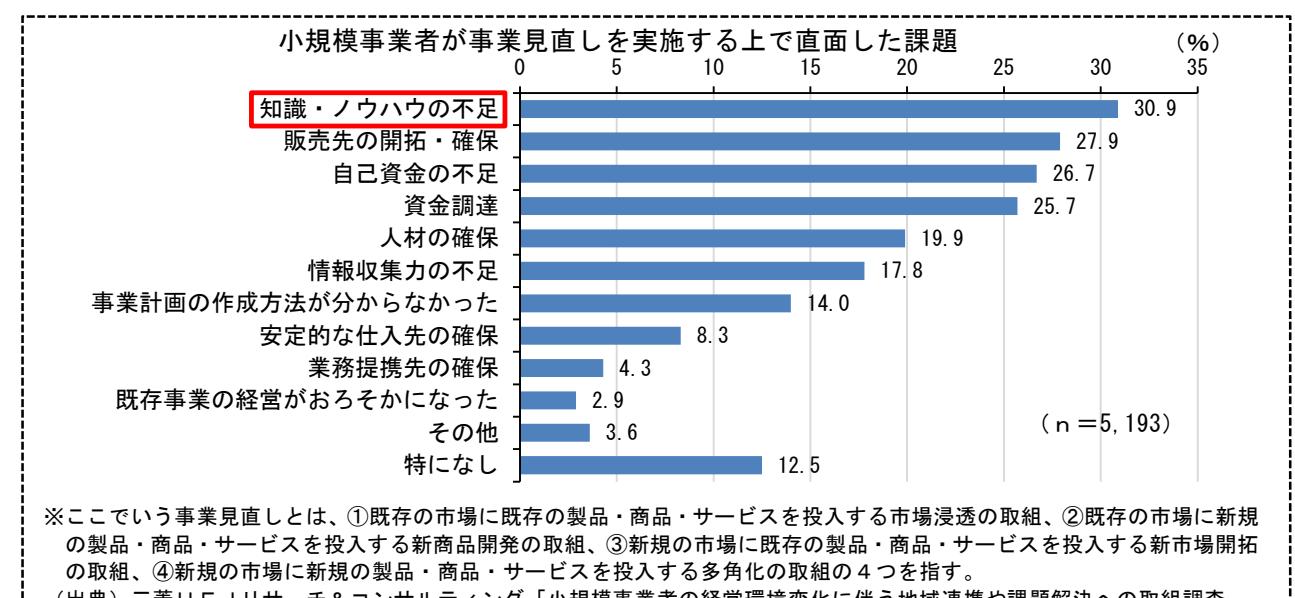
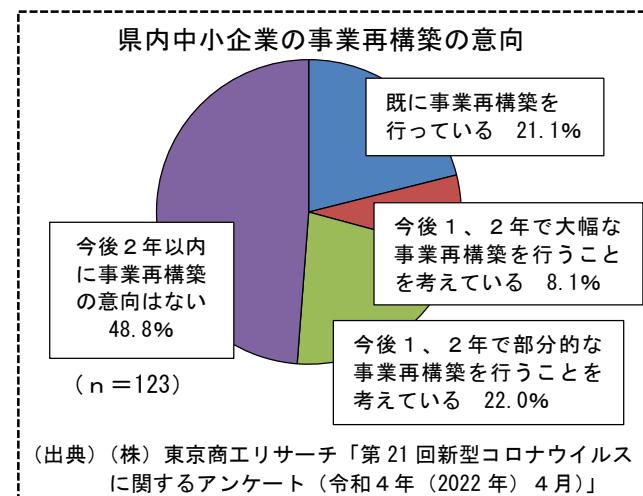
①現状と課題

中小企業を取り巻く経営環境が激しく変化する中、中小企業が持続的に成長するためには、多様化する市場ニーズを踏まえて新商品やサービスを開発・提供したり、デジタル技術を活用して、新たな生産・販売方式を導入するなど、経営の革新を一層図る必要があります。

そのためには、中小企業が自社の経営状況や経営課題を正確に分析した上で、経営革新計画³¹等の各種計画を作成し、経営力の向上や新たな事業活動に向けて、計画を着実に遂行していくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の流行下では、ポストコロナを見据えた新分野への参入や、事業・業態転換等を行う事業再構築³²が注目され、国において中小企業の事業再構築を促進する補助金等が措置されたことなどもあり、県内中小企業による事業再構築が一定程度進みました。

一方で、中小企業、特に小規模事業者が、経営革新や事業再構築等の意欲的な取組を進める際には、事業の見直しに必要な知識・ノウハウの不足などが課題となっています。



³¹ 事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るために経営革新に取り組む際に、中長期的な経営計画として作成する、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく計画。計画の承認を受けると、融資や信用保証、販路開拓など様々な支援策が利用できる。

³² 新たな製品を製造又は新たな商品若しくはサービスを提供すること、製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更することを指す。

②地域勉強会、研究会等での意見

- A I や I o T 等をうまく活用していくことが将来的には生産性の向上につながることを考慮して、経営革新に取り組むことが重要である。(研究会)
- 自社の強みを活かして新たな領域に進出することは1つの新規ビジネスであると考え、起業・創業と同様、事業再構築を積極的に支援することは重要である。(研究会)
- 事業再構築は、これまでの経営を見直すことで、新たなステップやビジネスチャンスにつながる機会が広がるため、中小企業は積極的に検討すべきである。(研究会)

③取組の基本方向

○経営革新の取組促進に向けた普及啓発

- ・ 経営革新制度の説明や事例紹介などを行うセミナーを開催し、制度の普及啓発を図ります。
- ・ 経営革新への取組を通じて、他のモデルとなるような実績を達成している企業を表彰するとともに、事例集を作成し、中小企業の経営革新への取組を促進します。

○経営革新計画等の作成の支援

- ・ 中小企業が多様化する市場ニーズに柔軟に対応するため、新商品・サービスの開発や提供に取り組むための経営革新計画や地域経済牽引事業計画³³等の作成を支援します。

○事業再構築への伴走支援

- ・ 中小企業が、これまでの経営を見直し、事業・業態転換等の事業再構築に取り組むに当たり、関係機関と連携しながら、専門家派遣などにより、個々の事業内容や経営課題に応じた国の補助制度の活用等を伴走支援します。

(4) 販路開拓の促進

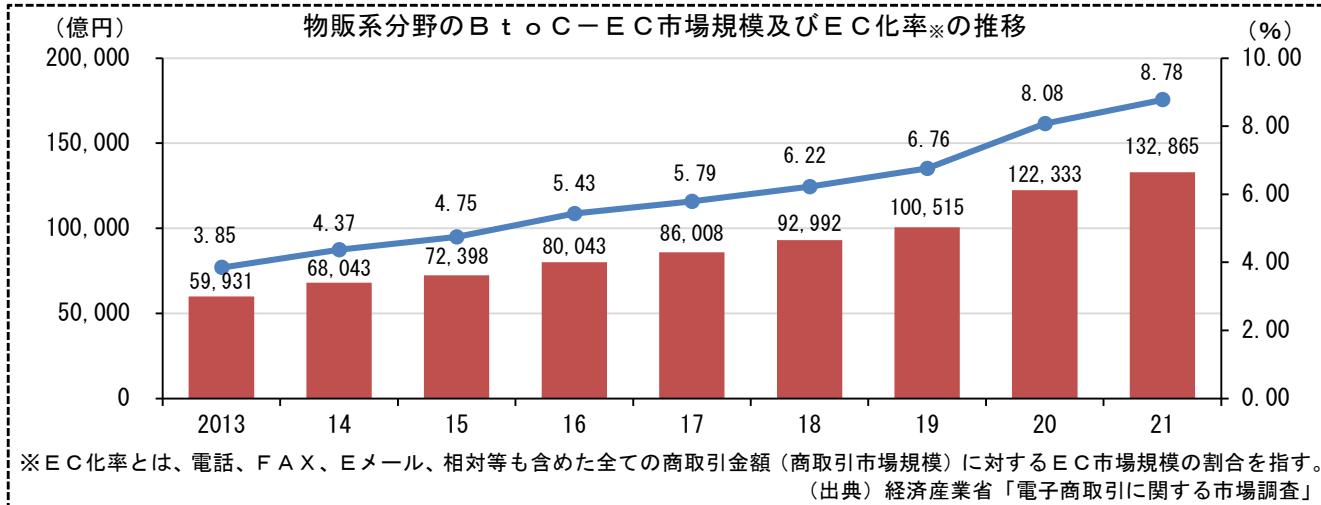
①現状と課題

人口減少により国内市場が縮小する中で、中小企業が売上の維持・拡大を図るために、取引において適正な価格を保つとともに、国内や海外に新たな販路を開拓することも重要です。県内中小企業には、成長が見込まれる様々な分野において、高度な技術を有するものづくり企業や、本県の地域資源を活用した商品・サービスを提供する企業が数多く存在します。

しかしながら、中小企業が、技術や商品・サービスを売り出すに当たっては、大企業に比べて、知名度が低く、ノウハウや人材が不足しているため、販売ルートが限られるなどの課題があります。

³³ 地域未来投資促進法及び国の基本方針に基づいて市町村及び都道府県が策定した基本計画に沿って、各事業者が策定する地域経済牽引事業に関する事業計画のこと。当該計画について都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業者は、地域未来投資促進法に基づく各種支援措置を活用することができる。

また、デジタル化の進展に伴い拡大したE C市場への参入や、オンライン商談会・展示会への出展などに取り組む企業も少しずつ増えていますが、まだ一部に限られています。



②地域勉強会、研究会等での意見

- 感染症流行前までの水準に回復が見込めない飲食店などは販路開拓を検討しているが、デジタル化に課題を抱えているため、E Cサイト構築等の支援が必要。（地域勉強会）
- コロナ等の社会・経済環境の変化を踏まえ、既存事業だけではなく、新規取引先の開拓や新事業・新商品の開発なども並行して取り組むことが必要。（研究会）
- 国内では新たな需要が多く見込まれないので、海外需要にも対応することが重要。（研究会）
- 千葉県は観光産業と農業が盛んであることから、「観光+農業」のP R・おもてなしや、越境E Cの活用は、海外に向けた販路開拓に有効である。（研究会）

③取組の基本方向

○販路開拓の強化

- ・中小企業に対して、販路拡大を目的とした営業に関するセミナー等を開催するとともに、見本市や展示会等への出展について支援します。
- ・千葉県産業振興センターに、経験豊富な販路アドバイザーを配置し、自社製品や新技術の開発を進める中小企業等の抱える販路開拓に関する課題等にアドバイス等を行うとともに、E Cサイトの活用やブランディング、情報発信などの取組を支援します。
- ・国内外からのアクセスに優れ、大規模な見本市の開催等が可能な幕張メッセの機能を最大限活用し、中小企業の販路開拓にとってより効果的な場の創出に取り組みます。

○下請取引の振興

- ・千葉県産業振興センターに専門指導員を配置し、下請中小企業の販路開拓に係る相談に対応します。
- ・専門指導員が、下請中小企業を巡回訪問し、新規取引先となる県内外の大企業の紹介や受注案件の開拓、取引あっせんを実施するとともに、広域商談会の開催等により、取引拡大を図ります。

○商品に応じた販路開拓の支援

- ・県内中小企業が製造する優れた製品や独創的な製品を認定し、県ホームページに掲載することにより、企業の知名度向上を図り、販路開拓を支援します。
- ・県において、中小企業のものづくり製品の一部を試験的に発注し、使用後に当該製品の有用性等の評価を行うなど、官公庁での受注実績の創出を図るとともに、販路開拓を促進します。
- ・健康・医療分野における製品の販路拡大のため、展示会・商談会等への出展支援を行います。
- ・県産農林水産物などの地域資源を活用した商品について、開発段階から商品改良、販路開拓等まで一貫した相談対応を行うとともに、消費者ニーズを捉えた商品改良につなげるため、テストマーケティング等の実施への支援を行います。【再掲】

○海外販路開拓に向けた支援

- ・海外販路開拓などの海外展開を促進するため、JETRO（日本貿易振興機構）等の関係機関と連携した貿易投資相談、国際見本市や海外展示商談会等への出展支援、海外の現地調査の支援を行います。
- ・中小企業の海外取引の促進を図るため、アドバイザーの配置や、専門家の派遣、海外販路拡大セミナー等を行います。
- ・食品加工業者や輸出業者など各地域の多様な事業者と連携し、成田市公設地方卸売市場の機能を活用した輸出を視野に入れた商品の開発を支援します。

（5）デジタル化・DXの実現に向けた支援

①現状と課題

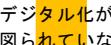
電子インボイス制度や電子帳簿保存制度³⁴等の各種制度の創設・改正や、新型コロナウイルス感染症の影響による非接触・非対面型ビジネスへの移行、テレワーク環境の整備などに対応するため、中小企業におけるデジタル化は急務となっています。

企業のデジタル化への取組状況は、初步的なITシステムの導入を図る段階から、AI・IoT等のデジタル技術を積極的に活用した業務効率化や生産性向上、事業の高付加価値化といったDXに取り組んでいる段階まで、様々です。

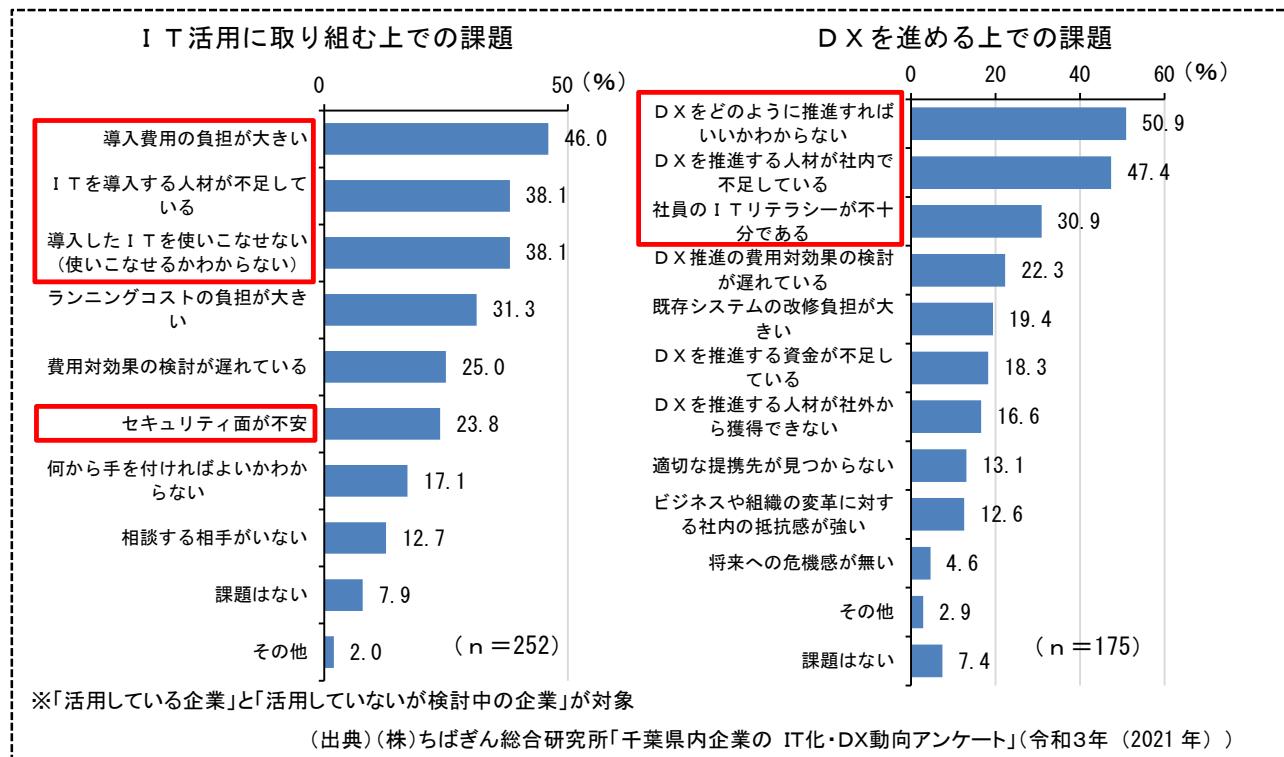
中小企業がデジタル化やDXに取り組むに当たっては、デジタル人材の不足や費用の問題、セキュリティ面における対策など、そのデジタル化レベルに応じて、課題があります。

³⁴ 税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とする法律である電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号））に基づく各種制度。

デジタル化の取組状況

 デジタル化が図られている  デジタル化が図られていない	段階 4 デジタル化によるビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組んでいる状態 段階 3 デジタル化による業務効率化やデータ分析に取り組んでいる状態 段階 2 アナログな状況からデジタルツールを利用した業務環境に移行している状態 段階 1 紙や口頭による業務が中心で、デジタル化が図られていない状態
---	--

(出典) 中小企業庁「令和4年(2022年)版中小企業白書」再編加工



②地域勉強会、研究会等での意見

- デジタル技術を活用した生産性・収益性の向上が一つの肝となってくる。地域の実情に合わせて、取り組まなければならない。(地域勉強会)
- デジタル技術の導入に積極的に取り組むことで生産性向上が図られる一方で、投資が必要なため、社員数が限られ、金銭的な余裕がない中小企業が、システムを操作できる人材の確保などにどのように対応するか苦慮するのではないか。(地域勉強会)
- デジタル技術の活用に取り組まないのではなく、分からぬのが実際の状況。中小企業のデジタル化には、具体的な事例とデジタル化導入のメリットを知ってもらい、身の丈に合った具体的な行動を促すための動機付けを行うことが重要。(研究会)
- DXにおいて重要なのはデジタル化ではなく、トランスフォーム(変革)することである。中小企業が変化に適合する能力を取得するための施策が重要。(研究会)
- デジタル人材の育成が困難な中小企業は、専門機関を活用して内部人材に知識を習得させたり、積極的に外部人材を活用したりするなどの対応が必要。(研究会)
- デジタル化に対する課題は製造現場でも顕在化しており、特にデジタル人材の不足や育成についてどの分野でも共通した課題。(研究会)

③取組の基本方向

○導入段階の中小企業に対するデジタル化・DXの普及啓発

- ・デジタル技術の導入が進まない中小企業に対し、導入効果や身近な中小企業の導入事例などに関するセミナーを開催し、デジタル技術の普及啓発を促します。
- ・デジタル技術の導入後、有効活用できていない中小企業に対して、デジタル技術を活用した顧客データの収集や消費行動の分析などデータ活用に関するセミナーを開催します。

○デジタル技術の実装への伴走支援

- ・A I ・I o T等のデジタル技術を活用した、生産性向上や事業の高付加価値化に取り組む中小企業を対象とする相談窓口を設置し、企業のデジタル化レベルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、デジタル技術の活用や導入に関する各種セミナーや実習講座の開催、体験機会の提供等を行います。
- ・デジタル化やDXの実現に取り組む中小企業に対し、産業支援機関や教育機関、金融機関等と連携しながら、中小企業が直面する様々な課題に対応した支援策を検討し、その充実を図ります。
- ・千葉県産業振興センターにおいて、専門家による窓口相談や専門家派遣等の伴走支援を行います。

○地域における実証実験・社会実装の取組支援を通じた機運醸成

- ・中小企業等の連携による、デジタル技術を活用した生産性向上や業務変革、新産業の創出に向けた先進的な取組に対する助成制度を充実させることを通じて、成功事例を創出し、その成果を県内に普及させます。
- ・中小企業や大学等が、革新的なアイデアや先端技術、新たなビジネスモデル等を活用し、地域課題の解決等を目的として行う実証実験や社会実装を支援するため、実証実験ワンストップ窓口を設置し、実施場所となる市町村等とのマッチングを行います。

○デジタル人材の育成への支援

- ・中小企業がデジタル技術を導入するに当たって、必要となる知識の普及啓発、伴走型の研修の実施や専門家派遣等による支援を通じて、各企業の状況に応じた人材育成等の支援を行います。
- ・高等技術専門校や高齢・障害・求職者雇用支援機構等において、在職者等を対象にITに関する知識習得や技能向上のための訓練を実施し、デジタル化の進展に対応できる人材の育成を支援します。

2 産学官連携・企業間連携の促進

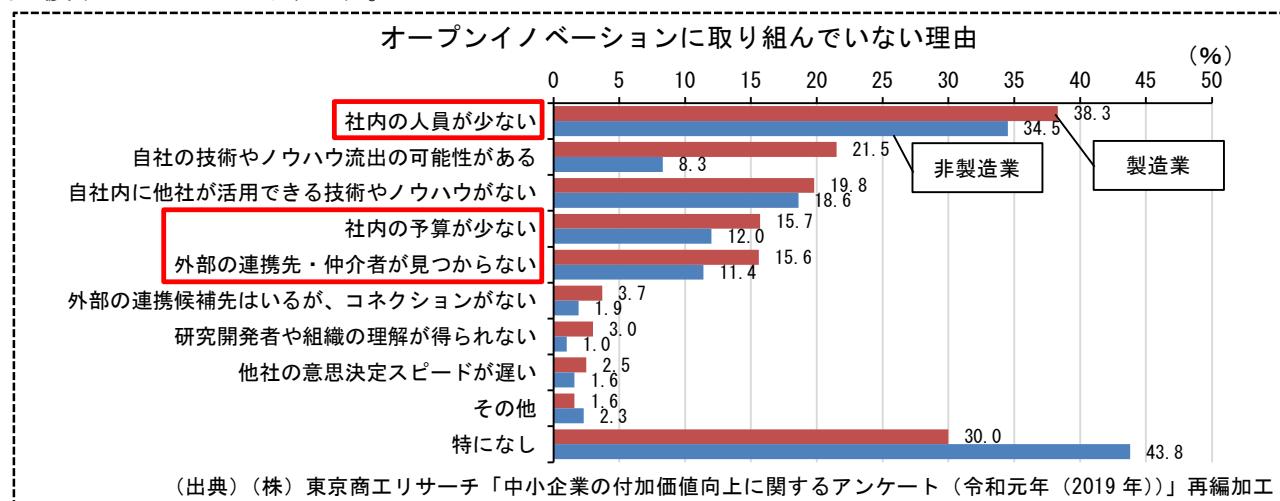
① 現状と課題

中小企業が更なる成長を目指す上で、革新的な新商品・サービス等を生み出すための研究や新技術の開発に取り組むことは重要ですが、資金・設備・技術力等の経営資源が十分でないこと等の理由により、単独での取組が困難な場合があります。

このような場合は、中小企業と大学、研究機関、他の企業等の多様な主体との連携（产学研連携やオープンイノベーション）により、それぞれが持つ技術、ノウハウなどの強みを組み合わせて研究開発を行うことも有効な手段となります。

県内には、東葛テクノプラザやかずさインキュベーションセンター等のインキュベーション施設、かずさDNA研究所や産業技術総合研究所柏センター等の研究機関、国立がん研究センター東病院や千葉大学医学部附属病院等の医療機関、千葉大学や東京大学等の大学に加え、独自の優れた技術を有する多くのものづくり企業等が集積しており、県内各地域には产学研連携・企業間連携のポテンシャルがあります。

しかしながら、产学研連携・企業間連携やオープンイノベーションに取り組めていない中小企業からは、人材や予算が限られていることや、外部の連携先等が見つからないことなどの理由が挙げられていることから、これらの企業が多様な主体と連携できるよう支援することが必要です。



② 地域勉強会、研究会等での意見

- 大学の施設・人材・ノウハウ等を活用した产学研連携によるイノベーションの創出は、中小企業にもメリットがあり、地域への波及効果も期待できる。（地域勉強会）
- 良い技術を持つものの資金面が弱い中小企業は、大企業の後押しによって新たな事業展開が可能となる。（地域勉強会）
- 中小企業は新製品の開発を行う際に技術シーズを探すのに苦労している。個別にコンタクトを取る方法では、なかなかチャンスに恵まれないため、行政の役割として大学や企業等との交流機会の場を企画できると良い。（地域勉強会）
- 中小企業は、以前よりも事業の縦展開や新事業展開に意欲的になっていることから、業種を超えたマッチングにより新しい事業を生み出せるとよい。（研究会）【再掲】

③取組の基本方向

○産学官連携・企業間連携による研究開発全般への支援

- ・企業間、企業・大学間の連携の仕組みづくりのためのネットワークの形成を促進し、マッチングを図るとともに、専門のコーディネーターを配置し、社会ニーズに対応した新技術等の開発を支援します。
- ・優れた技術シーズを有するベンチャー企業と、その技術を活用したい企業・大学等との共同研究や外部連携などのオープンイノベーションを促進するため、交流機会の提供等を行います。【再掲】
- ・中小企業等が、高度な研究開発について、公的研究機関や大学と共同で取り組む際に要する費用の一部を助成します。
- ・中小企業や大学等が、革新的なアイデアや先端技術、新たなビジネスモデル等を活用し、地域課題の解決等を目的として行う実証実験や社会実装を支援するため、実証実験ワンストップ窓口を設置し、実施場所となる市町村等とのマッチングを行います。【再掲】

○バイオ・ライフサイエンス分野における連携の促進

- ・千葉県バイオ・ライフサイエンス・ネットワーク会議や Greater Tokyo Biocommunity を通じて、かずさDNA研究所を中心とした産学官連携の取組を促進し、健康・医療、農業、環境など幅広い分野におけるイノベーションを創出します。【再掲】
- ・かずさDNA研究所の研究成果を活用し、中小企業との共同研究や技術支援を行い、バイオエコノミー社会の実現に向けた取組を支援し、新事業を創出します。【再掲】

○健康・医療ものづくり分野における連携の促進

- ・医療機器開発の経験・知識を有する専門人材であるメディカル・コンシェルジュを配置し、医療現場からのニーズの集約、企業への情報提供、医療機関・医療機器メーカーと優れた技術を有するものづくり企業のマッチング、試作品開発や事業化を進めための相談など、製品開発から販路開拓まで総合的な支援を行います。【再掲】
- ・国立がん研究センター東病院「NEXT医療機器開発センター」及び千葉大学医学部附属病院「メドテック・リンクセンター」に開発コーディネーターを配置し、医療機関と中小企業の連携強化を図るとともに、医療機器等の開発を促進します。【再掲】
- ・「ちば健康・医療ものづくり産業支援推進会議」を運営し、健康・医療ものづくり分野に進出している企業や、参入への意欲を持つ企業をネットワーク化し、情報交換や交流を図るとともに、医療機関・医療機器メーカー・大学等と中小企業のマッチングや医工連携による製品開発等を促進します。【再掲】

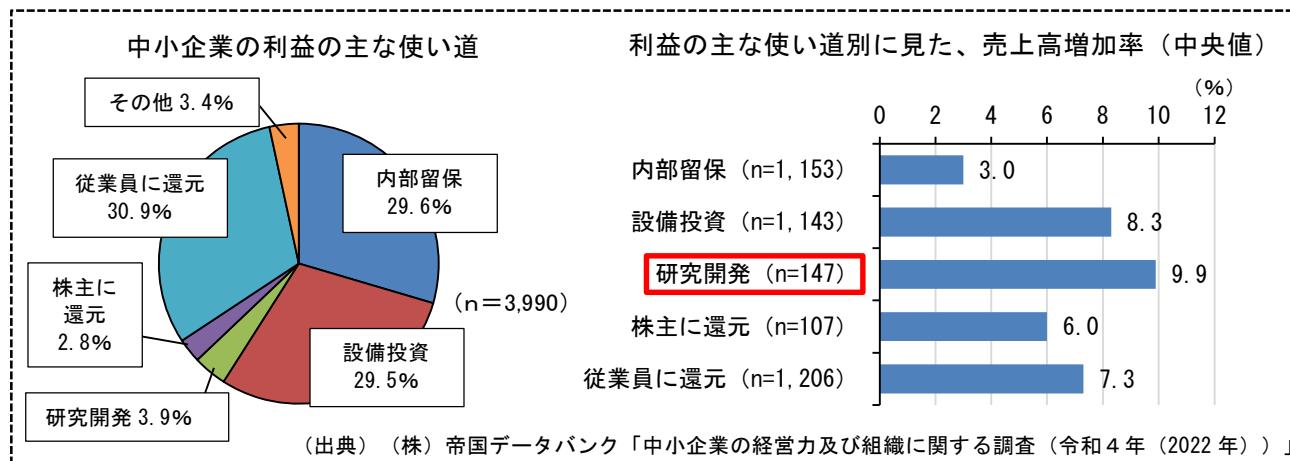
3 研究開発力や技術力向上等への支援

① 現状と課題

多様な分野において絶え間なく進む技術革新に対応し、中小企業が競争力を強化するためには、付加価値の高い商品・サービスを開発することが求められます。そのためには、研究開発力や技術力の向上を図るとともに、その過程で創出された新技術等を特許等の知的財産として適切に保護、活用することが重要です。

県内においては、かずさDNA研究所や産業技術総合研究所柏センター等の研究機関で高度な研究が行われ、多くの実績や成果が蓄積されています。

しかし、中小企業では、研究開発は売上高増加に大きく寄与するにもかかわらず、利益を研究開発投資に充てる企業の割合はまだ少ない状況です。この理由としては、これまで研究開発等に取り組む機会に恵まれなかつたことや、取り組むに当たって、高額な試験研究機器の導入や専門的な人材の確保などが課題となっていることなどが考えられ、適切な支援が必要です。



② 地域勉強会、研究会等での意見

- 東葛テクノプラザ、東京大学柏キャンパス、産業技術総合研究所柏センターなどの高度な技術や設備を持つ施設が近隣にあることは、地元企業にとって、技術支援を受けられる等のメリットから周辺地域に立地するインセンティブになっている。（地域勉強会）
- インキュベーション施設は、専門的な研究開発・実証実験を行う環境や設備があること、インキュベーションマネージャーから技術的な支援を受けられること等のメリットがあることから、有効な支援機関である。（地域勉強会）
- 特許取得に取り組むことは、企業のブランドイメージの向上や強みの見える化につながるため、研究開発の延長として特許取得の支援があると有効。（研究会）

③ 取組の基本方向

○ 研究開発に関する助成

- ・ 製品の高付加価値化を図るための技術開発や、新たな事業を展開するための新商品開発等に要する費用の一部を助成します。

○公設試験研究機関（公設試）等による技術支援

- ・千葉県産業支援技術研究所や東葛テクノプラザ等の技術支援機関が先端・専門技術に関する身近な相談相手として、研究・技術開発から人材育成等に至るまで、技術的な課題に対する様々な相談に対応します。
- ・千葉県産業支援技術研究所において、中小企業の技術者等を対象に各分野の専門家による講習会や研究会を開催し、技術力向上を図るとともに、各技術分野における試験研究・組織横断的なプロジェクト研究を企画し、研究成果の普及・広報を行います。

○知的財産の保護・活用への支援

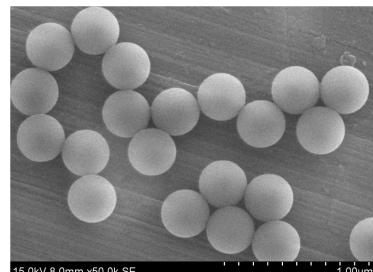
- ・関係機関と連携して、知的財産権の取得や保護等に関する個別の相談に対応し、中小企業の優れた技術や独創的な製品における知的財産の活用、保護を支援します。
- ・増加する知的財産の相談ニーズに合わせて、知的財産契約や海外特許出願の基礎知識等のセミナーを行い、知的財産を戦略的に活用し、事業展開できるよう支援します。

千葉県産業支援技術研究所の支援事例

①試験事例

抗原抗体検査などで広く使用されている樹脂製（ポリスチレン系）微小粒子の開発を行っている企業から、新たに開発した粒子のサイズやその分布を確認したいとの要望に対して電子顕微鏡により粒子を直接観察する試験を行い、粒径の揃った微小粒子が作製できていることを確認しました。

【対象企業】(株) ポリスフェア（東葛テクノプラザ入居企業）



②共同研究・研究協力事例

牛乳には乳糖が含まれていますが、日本人成人はこの乳糖を分解できない、いわゆる「乳糖不耐症」を発症する傾向が高いことが知られています。

千葉県産業支援技術研究所では、県内乳業メーカーと共同研究を行い、乳糖を分解する独自製法を用いることで、乳糖を約70%軽減でき、加えて整腸作用などが期待されるガラクトオリゴ糖が生成されることを確認しました。

現在、この技術が活かされた製品「おなかにやさしいオリゴミルク」が県内乳業メーカーから販売されています。

【対象企業】古谷乳業（株）



第2 中小企業の経営基盤の強化

1 多様な経営課題への対応

(1) 経営課題の解決に向けた伴走支援

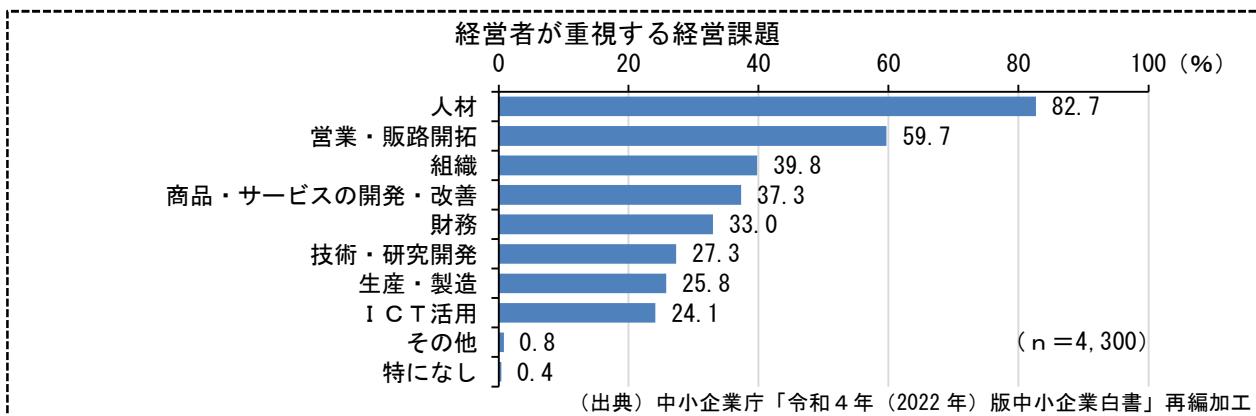
①現状と課題

社会・経済環境が変化する中、中小企業が、複雑化・多様化する経営課題に適切に対応し、持続的な成長を図るために、人材や資金等の経営資源を安定して確保する必要があります。また、継続的に事業計画を見直し、自己変革力を高めることも重要です。

中小企業が経営基盤の強化を図る上では、単独での対応が困難な場合があります。このような場合は、高度な専門性を有する支援機関による伴走型の支援や、必要に応じて助成金等の各種支援制度を活用することも有効な手段です。

県内には、中小企業の中核的支援機関である千葉県産業振興センターをはじめ、地域の身近な商工会・商工会議所、金融機関等の様々な支援機関があり、特色や専門性を活かしながら、中小企業からの相談対応や支援を行っています。

一方で、各種支援制度が用意されているにもかかわらず、一部の県内中小企業から、「制度があること自体を知らない」、「どの制度を活用すればよいか分からず」、「申請に必要な書類の作成が難しい」などの声があることから、これらの支援策が広く活用されるよう、効果的な情報発信が行われることも必要です。



②地域勉強会、研究会等での意見

- ポストコロナの環境変化が激しい時代では、変化に適合できていない小規模な事業者への伴走支援が重要である。(研究会)
- 伴走支援を行うに当たっては、身近なSNS等を活用し、企業にとって参考になる事例や伴走支援機関の紹介等を行う仕組みを構築できると良い。(研究会)
- 経営理念の具現化やローカルベンチマーク³⁵などを積極的に活用する意欲的な中小企業が増えており、こうした取組を伴走支援していくことが必要。(研究会)
- 千葉県産業振興センターの無料相談や専門家派遣は、手厚く有益である。(地域勉強会)

³⁵ 企業の経営状態の把握、いわゆる「企業の健康診断」を行うために国が作成したツールであり、財務だけでなく非財務の資産等を計上できるのが特徴。企業の経営者と金融機関・支援機関等がコミュニケーション(対話)を行いながら、ローカルベンチマーク・シートなどを使用し、企業経営の現状や課題を相互に理解することで、個別企業の経営改善や地域活性化を目指す。

○原材料価格の高騰に加え、円安の影響もあり、今後も更に価格高騰が続いていくことから、下請企業が販売価格に転嫁できないことが課題となっている。（地域勉強会）

③取組の基本方向

○伴走支援体制の強化

- ・中小企業が抱える様々な経営課題に対して、千葉県産業振興センターの相談窓口においてワンストップで対応するとともに、商工会・商工会議所や金融機関等の支援機関との連携を強化します。
- ・中小企業が生産性向上や事業再構築等の意欲的な取組を行う際の課題解決に向けて、千葉県産業振興センターのプロジェクトマネージャーによる相談対応を行うとともに、更に専門的な対応が必要な場合には、取組内容に応じた適切な専門家による窓口相談・派遣等の伴走支援を行います。

○小規模企業への支援

- ・小規模企業が抱える様々な経営課題の解決を図るため、よろず支援拠点等の支援機関が密に連携を図り、各種専門家によるきめ細かな伴走支援を行います。
- ・県内各市町村に設置され、地域の身近な相談窓口である商工会や商工会議所等において、県内各地域の中小企業者等が気兼ねなく相談できる体制を整備します。

○各種支援制度に係る情報発信

- ・各種セミナーやイベント等の開催案内や助成制度等に関する情報を千葉県産業振興センターのメールマガジンで定期的に発信するとともに、県においても、ホームページやSNSの充実を図ることにより、中小企業に対する情報発信を強化します。

○中小企業の下請取引の適正化

- ・中小企業の下請取引の適正化が図られるよう、「下請かけこみ寺」等と連携し、中小企業の取引上の相談に対応します。

（2）円滑な資金調達への支援

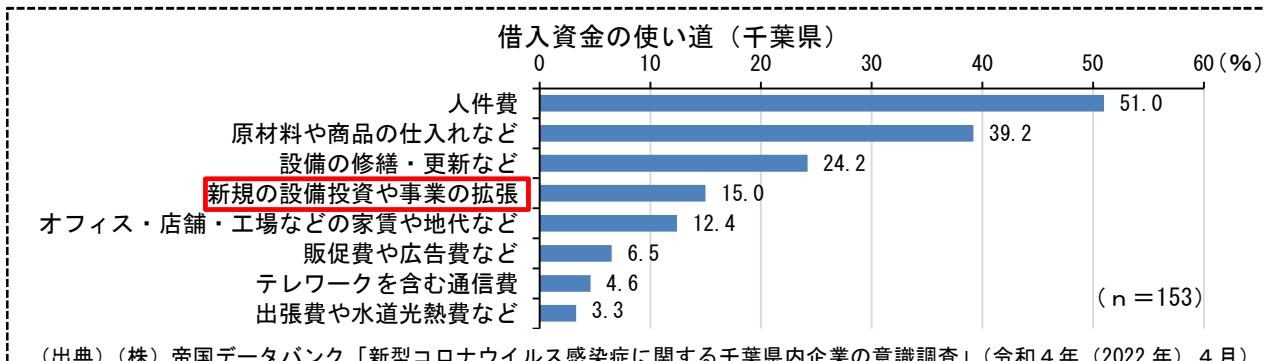
①現状と課題

中小企業が事業活動を行う上で、資金繰りは重要な課題です。事業の継続に必要な運転資金や事業を拡大する際の設備資金等を安定的に確保できることに加えて、SDGsや環境保全といった新しい取組に対しても、円滑に資金調達が行われることが重要です。

また、社会・経済環境の急激な変化に伴い、緊急的に資金が必要となる場合もあります。実際、新型コロナウィルス感染症の流行下では、多くの中小企業が、実質無利子・無担保融資制度などを活用し、困難な事業環境においても事業継続を図ることができました。

県内中小企業の感染症関連融資の資金使途をみると、主に、人件費や原材料・商品の仕入れといった運転資金に活用されたほか、新たな事業環境に対応するため事業再構築等に活用された例も一定程度見られました。

一方で、中小企業は、景気の影響を受けやすい上、資金調達の方法も限られています。また、大企業に比べて経営基盤が弱く、信用力や担保力が低い等の理由から、資金調達が困難な場合があることなどが課題となっています。



②地域勉強会、研究会等での意見

- 小規模な中小企業に一番重要な施策は、資金繰りなど経営基盤の強化に資する支援である。(研究会)
- 脱炭素化に取り組むに当たって、製造業は再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化に資する設備を導入していく必要があるため、設備導入時の資金援助等の支援策があると良い。(研究会)
- 若者の起業を促進するためには、新しいアイデアを伸ばしていくことが重要であるが、そのためには資金面等のバックアップが必要である。(地域勉強会)

③取組の基本方向

○制度融資による支援

- ・中小企業の資金調達の円滑化を図るため、金融機関や信用保証協会等と連携して中小企業向けの融資である制度融資を実施し、創業、事業承継、事業再生、環境保全や小規模事業者向けなど、事業目的や企業規模に応じた資金を提供します。
- ・多様化する資金調達ニーズに対応するとともに、担保力や信用力が乏しい中小企業の借入負担の軽減も含めた制度の見直しについて検討します。
- ・中小企業が経営環境の悪化などにより返済に困難をきたさないよう、金融機関に対して積極的な融資や条件変更に応じるなどの柔軟な対応を行うよう要請します。

○意欲的な取組に対する助成

- ・創業者の意欲的な取組を応援するため、創業資金の信用保証料の一部を助成して、円滑な資金繰りを支援します。【再掲】
- ・中小企業のカーボンニュートラルに向けた取組を支援するため、県が認定した事業に環境保全資金を利用する場合に、信用保証料の一部を助成します。
- ・中小企業の再投資等の設備投資を、立地企業補助金等により支援します。

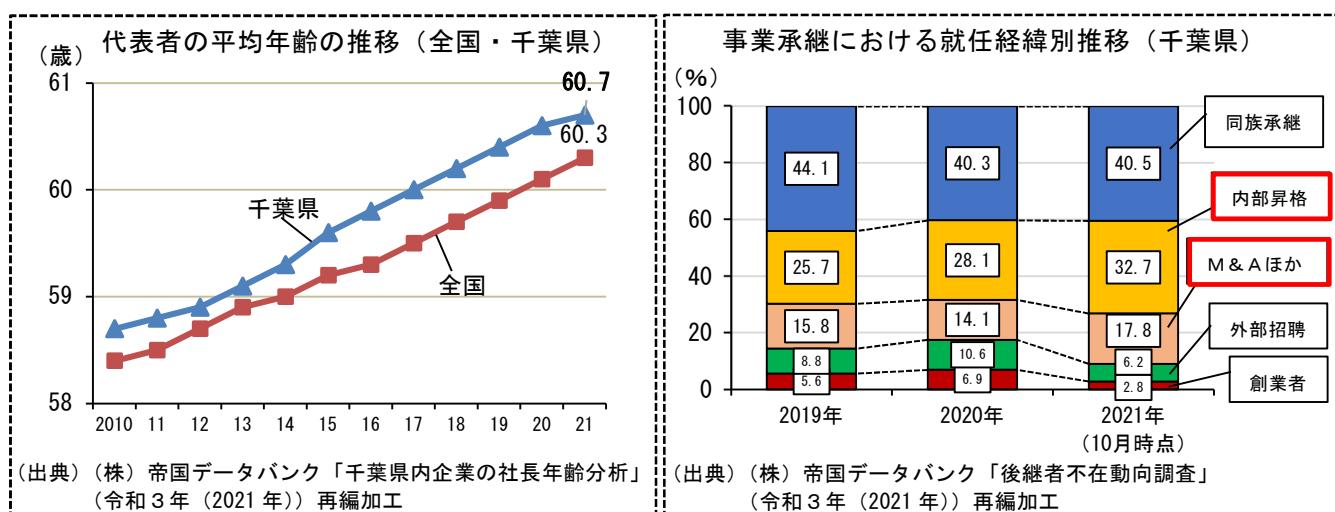
(3) 事業承継への支援

① 現状と課題

高齢化の進展に伴い、本県の経営者の平均年齢は、令和3年（2021年）に60.7歳となるなど、全国平均よりも高い水準です。このような中、後継者の確保・育成難などにより休廃業・解散が増加し、これに伴い雇用や技術の継承が難しくなることが懸念されます。

経営者の高齢化を理由に休廃業や解散を余儀なくされる企業の中には、取引先との人脈や顧客情報、他社に模倣できない技術やノウハウ等を有している企業もあります。こうした企業が培ってきた経営資源を守っていく観点からも、次世代に引き継いでいく事業承継は重要な取組です。また、若い後継者が経営を引き継ぐ場合は、継承した技術やノウハウをもとに新たな事業に果敢にチャレンジする第二創業等への取組も見られます。

事業承継の方法は、これまで親族内承継が一般的でしたが、近年は、内部昇格やM&A等の第三者承継が増加傾向にあり、経営者の事業承継に対する意識にも変化が見られます。



一方で、中小企業は事業承継に向けて、後継者に外部人材を登用する場合等において、各種のノウハウ・情報が乏しいことなどが課題となっています。

今後も更なる高齢化が見込まれる中、中小企業が円滑な事業承継に向けて早期に取り組み、次世代の後継者に円滑に事業を引き継ぐことが必要です。

② 地域勉強会、研究会等での意見

- 中小企業の優れた技術を残すためにも、一時的な要因により業績不振・債務超過に陥っている企業の再生支援を行っていく必要があるのではないか。（地域勉強会）
- 精力的な若者が事業承継するマッチング事例は、培われた経営資源を守ることにもつながるため、こうした事例を増やしていくことが重要。（研究会）
- 事業承継は、培った関係がリセットされる不安がある一方で、新たな関係を築く中で、ビジネスチャンスが到来することもある。（研究会）

○親族内承継の場合、経営者はより良い会社を子孫に継がせたいとの思いが強いため、自社の磨き上げを意識した経営が行えるよう、伴走支援をして欲しい。(研究会)

③取組の基本方向

○事業承継の普及啓発

- ・支援機関と連携して、税制上の優遇措置等の専門的な知識に関するセミナー等を開催し、事業承継に必要な情報提供を行うなど、円滑な事業承継に向けて幅広く普及啓発を行います。

○事業承継に向けた取組の促進

- ・計画的な事業承継を促進するため、支援機関や金融機関等と連携したネットワークによる支援ニーズの掘り起こしを行うとともに、専門家による企業訪問を通じて、経営者の「気づき」と「早期取組」を促します。
- ・事業承継に関する相談窓口「千葉県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し、事業承継計画の策定や課題解決のための専門家派遣など、きめ細やかな支援を行うとともに、後継者がいない事業者と事業の引継ぎを希望する者のマッチング支援を行います。

○事業承継に係る資金面での支援

- ・事業承継に向けた事業承継計画の策定、企業価値の算定、後継者の育成、M&Aの仲介などについて、助成金による支援を実施するとともに、県の認定を受けた中小企業者へ事業承継資金等の制度融資による支援措置を講じます。

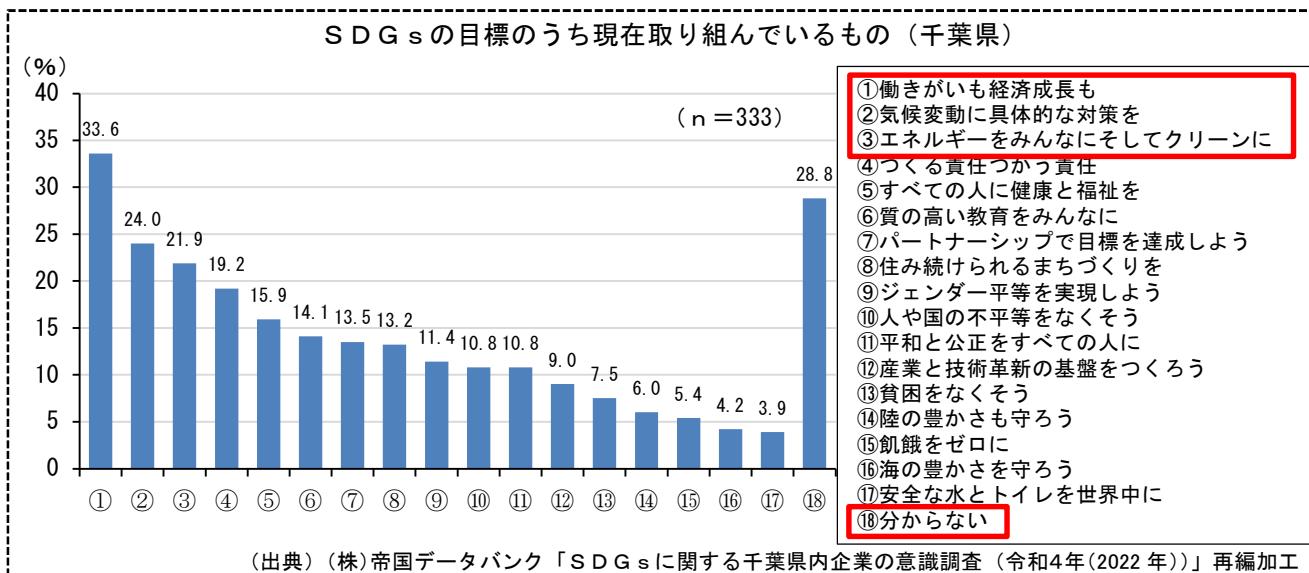
2 SDGs やカーボンニュートラルの取組の促進

① 現状と課題

企業が企業価値の向上や持続的な成長を図るために、長期的な視点に立ち、SDGsの理念をいかに企業経営に取り込み、ESG投資³⁶を呼び込むかという「SDGs経営」の視点も必要です。中小企業の多くは、事業活動が地域に密着している点や、地域住民との距離が近い点などから、SDGs達成に向けて、地域課題の把握や他の主体との連携などに取り組み易いと考えられます。

SDGsの17の目標のうち、県内中小企業が現在取り組んでいる目標は、「働きがいも経済成長も」が最も上位にあり、それ以外は、「気候変動に具体的な対策を」、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」などが上位に挙げられます。こうした背景には、カーボンニュートラルの実現に向けた世界的な潮流の中で、中小企業の環境問題への関心の高まりを示していると考えられます。

一方で、「分からない」という企業の割合も多く、SDGsの考え方は自社の経営に何らかの影響があると感じつつも、情報面、知識面、人材面の制約などから取組に着手できていない場合も考えられます。いかに中小企業がSDGsの考え方や具体的な取組を理解し、SDGs経営につなげるかが課題となっています。



(出典) (株)帝国データバンク「SDGsに関する千葉県内企業の意識調査(令和4年(2022年))」再編加工

② 地域勉強会、研究会等での意見

- 製造業界ではカーボンニュートラルが重視される中で、取引機会の減少につながらないように対策をとることが求められている。(地域勉強会)
- 中小企業にとってSDGsは遠い存在であるが、SDGsに取り組むことで自社の強みの発見や企業価値の向上につながった事例もあり、こうした成功事例を広く発信するとともに、学習の機会を作ることが重要である。(研究会)

³⁶ 従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の要素も考慮した投資のことを指す。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においていた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとして、SDGsと合わせて注目されている。(出典: 経済産業省)

- S D G s に取り組むべきであることは理解しているが、具体的に何から取り組めばよいのか、メリットは何かという点が漠然としており、企業のモチベーションにつながらない。(研究会)
- 「ちば S D G s パートナー登録制度」の創設や「ちば S D G s 推進ネットワーク」の発足など、県内でも S D G s の取組の機運が高まっている最中である。一過性の流行にならないように中小企業の取組を支援する必要がある。(研究会)
- S D G s は環境だけではないため他の取組を含めて広く促進すべき。そのためには、S D G s をマーケティングとして活用できるように周知し、中小企業に S D G s がビジネスとして役立つものだと実感してもらう必要がある。(研究会)

③取組の基本方向

○ S D G s の考え方の理解促進

- ・ S D G s 経営に関するセミナー等を開催し、S D G s に関する啓発等を行います。
- ・ 社会の様々な分野における S D G s 達成に向けた自発的な取組を後押しするために創設した「ちば S D G s パートナー登録制度」を活用し、中小企業が S D G s を「自分ごと」として認識し、持続的な経営につなげていくよう、普及啓発を行います。

○ S D G s の達成に向けた取組の促進

- ・ S D G s の達成に向けた企業の活動を広く発信することなどにより、中小企業等の S D G s の取組を促進します。
- ・ 「ちば S D G s パートナー登録制度」の登録企業による活動計画の実行を資金調達の面から支援することにより、S D G s の取組を促進します。
- ・ 観光事業者等が行う、教育旅行の体験プログラムに学校からのニーズが高い S D G s の学習要素を取り入れた取組を支援します。

○カーボンニュートラルに向けた取組の促進

- ・ 「千葉県カーボンニュートラル推進方針」を策定し、セミナーの開催や「C O 2 C O 2 スマート宣言事業所登録制度³⁷」の周知や、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入事例の紹介等により普及啓発を行い、中小企業のカーボンニュートラルに向けた取組を促進します。
- ・ カーボンニュートラルに取り組む中小企業の相談にワンストップ相談窓口で対応し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー設備の導入等を支援します。
- ・ 中小企業の省エネ診断の受診費用や、診断結果等に基づいて実施する設備更新費用の一部を助成します。また、中小企業による次世代自動車に係るインフラ設備導入費用の一部を助成します。
- ・ 県が認定した事業に環境保全資金を利用する場合に、信用保証料の一部を助成します。【再掲】

³⁷ 省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等に積極的に取り組む県内事業所を登録し、広く紹介する制度。

3 リスクマネジメントに係る支援

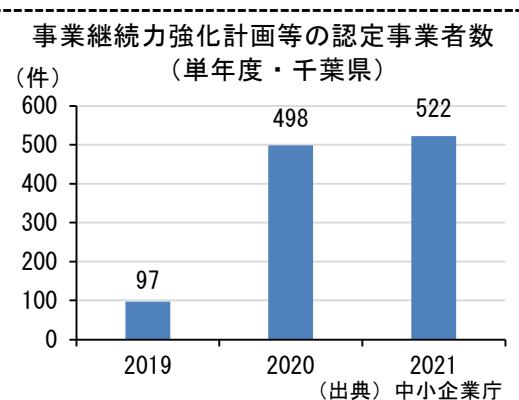
① 現状と課題

企業活動に影響を及ぼすリスクは、様々な自然災害に加え、近年では、新型コロナウイルス感染症の発生や電力需給のひっ迫、デジタル化の進展に伴うサイバー攻撃など、複雑化・多様化しています。

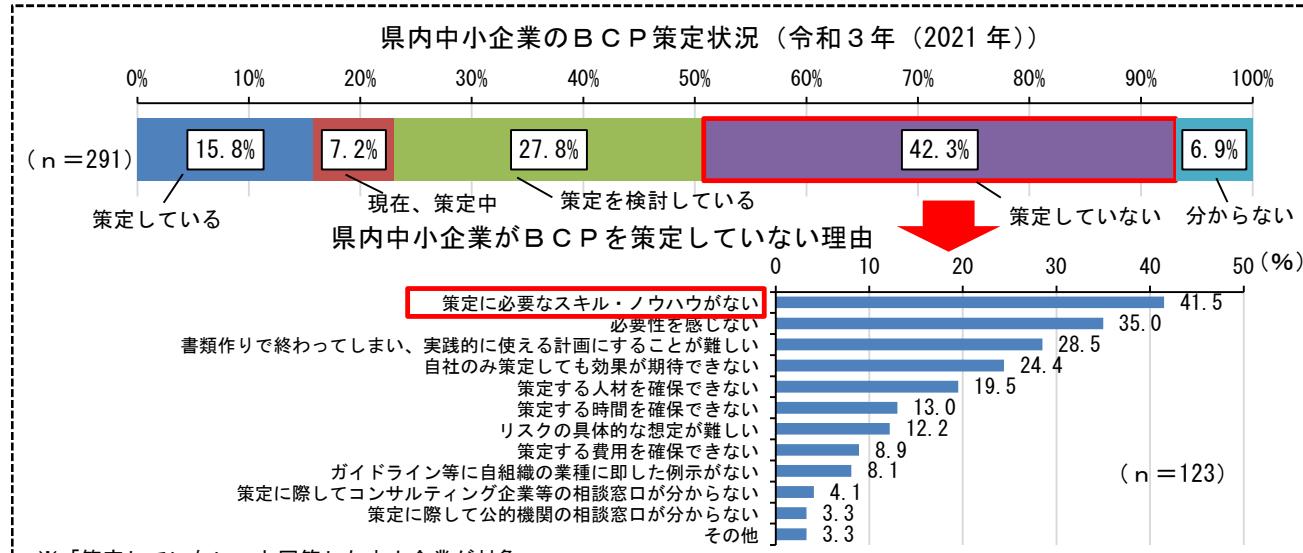
このため、平時からリスクを網羅的に把握するとともに、不測の事態が発生した際にも、損害を最小限に抑えつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能するために取るべき行動等をまとめた事業継続計画（B C P）を策定することが重要です。

B C Pの策定により、リスクに対する意識付けや危機対応力の強化、取引先や消費者等に対する自社の信頼性の向上が期待されるほか、策定プロセスにおいて、事業の現状把握や経営課題の整理、改善策の検討などを行うことにより、経営改善に向けた見直しの好機につながることも期待されます。

また、国は、令和元年（2019年）、中小企業等が策定した防災・減災の事前対策に関する認定制度として、事業継続力強化計画制度³⁸を創設しています。事業継続力強化計画は「B C Pの入門編」ととらえられ、中小企業でも取り組みやすく、認定を受けると、税制優遇や補助金の優先採択を受けられる等のメリットがあることから、県内の計画認定事業者数は、着実に増加しています。



B C P策定に取り組む企業は、大企業を中心に増える一方で、県内中小企業の中には、「策定の必要性を感じない」、「策定に必要なスキル・ノウハウがない」と考えている企業もあり、策定している中小企業の割合は約16%と低い水準にとどまっています。



³⁸ 中小企業等が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度であり、計画が国に認定された場合、危機対応力の強化に加えて、防災・減災設備に対する税制優遇、金融支援、補助金の優先採択を受けることができる。

②地域勉強会、研究会等での意見

- B C P 策定は、短期的な利益につながらないため、企業の優先順位は低くなり後回しにされる傾向にある。そのためセミナーにもなかなか参加者が集まらない。(地域勉強会)
- リスクマネジメントに情報セキュリティ対策を入れるべき。企業情報の漏えいでサプライチェーンが正常に機能しなくなった場合、取引先に多大な迷惑がかかるが、中小企業はB C P に対して無関心、対応していないケースが多い。(研究会)
- 自然災害等のリスクに対応するためにも、B C P の策定は必要である。(地域勉強会)
- 原材料の高騰やサプライチェーンの寸断による問題はかなり深刻であり、中小企業は対応を迫られている。(研究会)
- B C P 策定の動きは製造業界でも見られる。業界団体が中心となってB C P 策定についての勉強会等を開催しており、こうした動きを行政からも支援すれば業界全体の経営基盤の強化につながる。(研究会)
- B C P の策定件数は、コロナ前と比べて伸びているが、コロナというリスクに慣れてしまつたせいか伸びは鈍化している。策定に至っていない企業が策定に取り組めるような後押しが必要。(研究会)

③取組の基本方向

○ B C P 等の策定に向けた普及啓発

- ・ 中小企業が、リスクマネジメントの重要性を理解してB C P 等の策定に取り組めるよう、セミナー等を開催するとともに、B C P 等の関連情報や計画の策定事例を提供することで、普及啓発を図ります。

○ B C P 等の策定支援

- ・ 自然災害に加え、サイバー攻撃、感染症、電力需給のひっ迫など様々なリスクに備えるため、B C P 策定講座の開催や個別コンサルティングの実施、更には千葉県産業振興センターにおける相談窓口や専門家派遣といった取組を通じて、中小企業によるB C P 等の策定や見直しに対する支援を行います。

○ 情報セキュリティ対策に向けた取組の促進

- ・ 国の「中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業」と連携し、中小企業のセキュリティ対策に係るセミナーの開催や被害事例の紹介等を通じて、普及啓発を行います。

第3 中小企業の人材の確保・育成・定着

1 多様な人材の確保・育成への支援

(1) 多様な人材の確保への支援

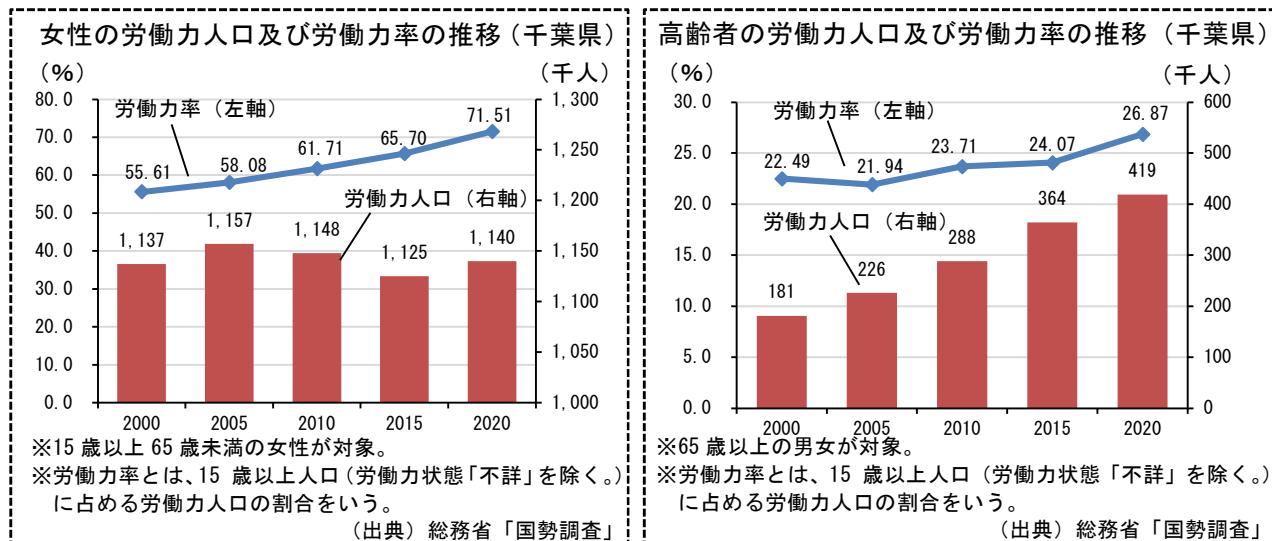
①現状と課題

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、今後は更なる労働力不足が見込まれており、多くの中小企業にとって人材の確保は喫緊の課題です。また、早期離職が多い新規学卒就職者など若手人材の定着も重要な課題となっています。

一方で、女性活躍に対する社会の意識の高まりや人生100年時代において高齢者の就業意欲が高まっていることなどを背景に、女性や高齢者の労働力率は増加傾向で推移しており、外国人労働者も増えています。

こうした中、中小企業の人材の確保や定着に当たっては、誰もが働きやすい魅力ある職場づくりや魅力発信に取り組むことなどにより、若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材が活躍できる環境整備を進める必要があります。これらの取組により、人手不足の解消だけでなく、多様な人材が持つ新たな視点によるアイデアの創出、収益・生産性の向上、企業価値の向上などが期待されます。

また、専門的知識や技術を有する副業・兼業人材等の外部人材を活用することも、経営課題の解決や事業展開、経営力強化など企業の成長につながります。



②地域勉強会、研究会等での意見

- 人材の確保に課題を抱える中小企業は、自社の魅力を求職者に十分アピールできていない、自社が求める人材を明確に定義できていないなどの課題がある。（研究会）
- 多様な人材の活躍の視点が特に重要であり、特に、中小企業は女性の活用に力を入れていく必要がある。（研究会）
- シニア人材は技術を持っているので、技術の伝承も含めて積極的に活用すべきであり、ベテランが働いている姿は若者にとっても非常に良い刺激になる。（研究会）
- 障害者の雇用市場では、大企業に比べると、中小企業が十分な競争力を確保できないのが現状であり、今後の大きな課題である。（研究会）

- 子供たちに地元優良企業の存在を伝えるためには、職場体験が役に立つ。職場体験を通じて、企業側も自分たちの価値に気付くことができる。(研究会)
- 外国人材を受け入れるための知識・体制が十分でない中小企業は、外国人を採用した後に様々な課題に直面する。(地域勉強会)
- 自社に必要な能力を持っている副業・兼業人材をいかに受け入れるかが重要であり、そこから会社を大きく発展させる機会が生まれることもある。(研究会)
- 人材育成に注力できない理由は、短期離職率の上昇により長期的な展望に沿った人材育成ができないこと等が挙げられている。離職率を下げる工夫が必要。(研究会)

③取組の基本方向

○中小企業の魅力発信への支援

- ・中小企業向けに人材採用や魅力発信に関するセミナーを開催するとともに、教育機関と連携し、企業の魅力発信を行うなど、中小企業の採用力向上を支援します。
- ・県外からの転職希望者等の就労を促進するため、県内企業の求人情報や暮らし情報等の発信を行うとともに、条件不利地域内にある企業に対して、効果的な求人広告・採用ホームページの作成を支援します。
- ・中学・高校生に地元中小企業への就職を将来の選択肢の一つと考えてもらえるよう、職場体験・企業見学を積極的に受け入れる中小企業をホームページで紹介し、魅力を発信します。
- ・技術力等を活かした出前講座やインターンシップ・社会科見学の受入、県・市町村等のキャリア教育事業への協力等の教育分野における社会貢献（教育CSR）に取り組む企業について、「ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度」への登録や活用を促進し、学校現場において、中小企業の魅力と触れ合う機会を創出します。

○若年人材の確保・定着に向けた支援

- ・若者の中小企業への理解を促進し、職場への定着を図るため、インターンシップの受入に意欲的な中小企業と学生とのマッチングイベントを開催します。
- ・中小企業と若者が相互に理解を深め、希望に合う就職・採用を行うため、中小企業と若者の交流イベントや職場見学などを実施します。
- ・中小企業の知名度や人材採用力、情報発信力の向上を図るための支援を行うとともに、人材定着に向けたセミナーや在職者向け個別相談を実施します。

○多様な人材の活躍の促進

- ・中小企業における女性や高齢者の活躍を促進するため、企業向けの採用・定着に関するセミナー等を開催するとともに、コーディネーターによる企業の意向と求職者のニーズを一致させるオーダーメイド型の職業紹介や、企業と求職者との交流会を行います。
- ・障害者雇用に対する中小企業の理解促進及び意識改革のため、広報啓発を行うとともに、障害のある人を雇用している企業の見学や意見交換等を実施します。
- ・中小企業における障害者雇用を進めるため、企業支援員等による障害者の受け入れに向けた環境整備等の準備から採用後の継続雇用に係る助言など、総合的な支援を行います。

- ・中小企業への就職に向けて、障害のある人のそれぞれの能力や障害特性を踏まえた相談や訓練、職場実習などの就労支援を行います。
- ・外国人労働者が活躍できる環境整備を促進するため、外国人労働者の採用を検討している中小企業向けに、受入に必要となる制度や採用・定着に関する基礎知識等を学ぶセミナー等を開催します。
- ・若年無業者等の職業的自立を支援するため、個別相談や心理相談・職業的自立支援プログラム等の実施により、中小企業への就業を促進します。
- ・就職氷河期世代を中心とする就職・再就職希望者の安定した就労を促進するため、各種支援プログラムの実施等、ニーズに応じた就労支援を行うとともに、マッチング機会の創出や中小企業に対する採用後のフォローアップ等を行います。
- ・産業人材の育成につなげるため、産業界や大学等の多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習機会情報の収集・提供、学習者の要望に応じた最適な学びを案内する学習相談体制を整備します。

○副業・兼業人材等の活用促進

- ・中小企業が抱える経営課題を解決するため、副業・兼業を含めた専門的知識や技術等を有するプロフェッショナル人材の採用を支援します。
- ・県内企業における在宅ワーカーの活用を支援するため、在宅ワーカー活用の利点や導入方法、事例等に関するセミナーを行うとともに、在宅ワーク就労希望者とのマッチング交流会、在宅ワーカー活用に係る個別相談等を実施します。

（2）人材育成への支援

①現状と課題

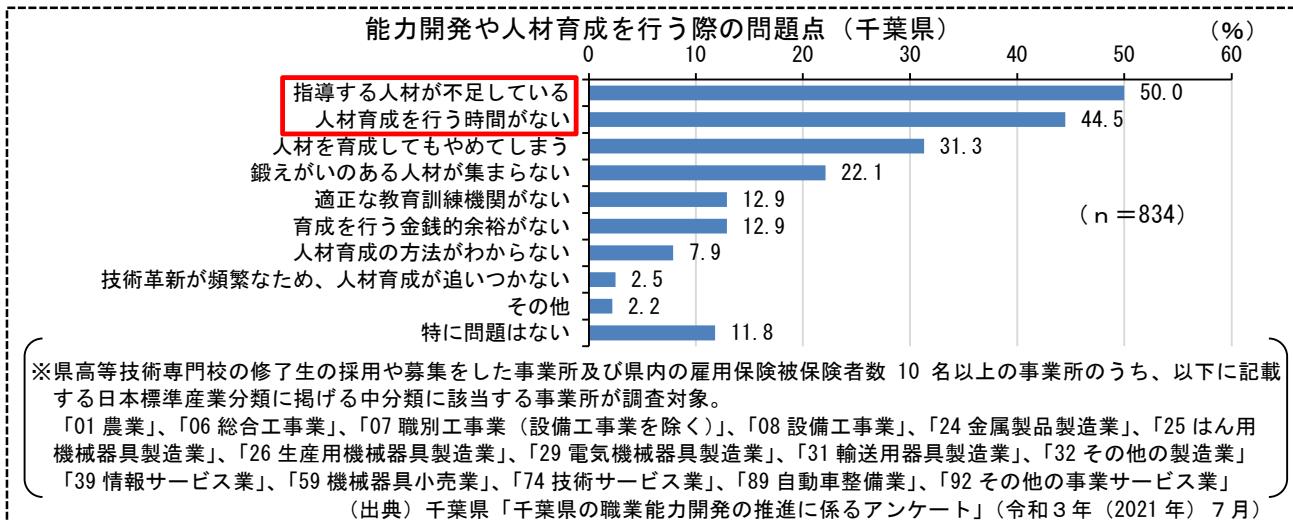
今後、更なる労働力不足が見込まれる中でも、中小企業が生産性を高め、更なる成長を図るためにには、多様化する企業ニーズに対応した人材育成や能力開発を進める必要があります。

例えば、中小企業の成長に不可欠なデジタル化への対応において、デジタル人材は重要な役割を果たします。こうした中、デジタル化に必要なスキルを習得するために、学生だけでなく、社会人のリスキリング（学び直し）に対する機運が高まっています。

また、県内には優れた技術を有するものづくり中小企業も数多く立地しており、主要産業として本県経済の発展に大きく寄与している一方で、若者のものづくり離れや技能者の高齢化などに伴い、技能継承などが課題となっています。

中小企業が自社で人材を育成する方法もありますが、県内には、「指導する人材が不足している」、「人材育成を行う時間がない」などの課題を抱えている事業所が多いことから、単独での対応が困難な場合があります。

そのため、中小企業は、外部の人材育成メニューの活用や、必要なスキルを習得済みで即戦力となり得る人材の採用などにより、こうした課題に対応する必要があります。



②地域勉強会、研究会等での意見

- デジタル人材の育成が困難な中小企業は、専門機関を活用して内部人材に知識を習得させたり、積極的に外部人材を活用したりするなどの対応が必要。（研究会）【再掲】
- 短期の離職率が高いため、長期的な展望に沿った人材育成が難しくなっている。短期の離職率を下げる工夫が必要。（研究会）
- リスクリミングは非常に良い視点だが、国のリスクリミングの内容はデジタルに偏っている印象を受ける。デジタル以外のリスクリミングについても検討が必要。（研究会）
- デジタル化に対する課題は製造現場でも顕在化しており、特にデジタル人材の不足や育成についてどの分野でも共通した課題。（研究会）【再掲】
- 社会・経済環境の変化に伴い、会社の方針を社長だけでなく幹部社員含めて一体となって考える必要性が生じたことから、幹部社員も含めた人材育成が必要。（地域勉強会）

③取組の基本方向

○中小企業のニーズに応じた訓練・育成支援

- ・中小企業の人材育成を支援するため、高等技術専門校において、地域の企業ニーズに合わせて予めコース内容を設定した「メニュー型」と、個別の企業の要望に応じた「オーダー型」の在職者訓練を行い、技能・知識の習得や資格取得を支援します。
- ・観光産業の競争力を強化するため、観光事業者等からのニーズに応じ、人材育成を行います。

○地域における産業人材の育成

- ・高等技術専門校において、ものづくり分野の職業訓練を実施するとともに、IoTに係る訓練コースを新設するなど、企業のニーズを踏まえた人材育成を推進します。
- ・工業系高校等と企業・関係機関等の連携により工業教育の質を高め、次代を担うものづくり人材の育成を促進します。
- ・介護、保育、建設等の人手が不足している分野の中小企業に人材を供給するため、離職者を対象に、大学、専修学校、企業等の教育訓練機関を活用した委託訓練を実施します。

- ・千葉労働局や高齢・障害・求職者雇用支援機関と連携し、社会のニーズに対応した職業能力開発を推進します。
- ・産業人材の育成につなげるため、業界に精通した方を講師とし、その業界で求められる人材像やスキル等の概観やキャリア形成の重要性などを学ぶことで、学び直しの動機付けとなる講座を実施します。

○ものづくり分野における技能振興

- ・高等技術専門校において、小・中・高校生等を対象にものづくり体験を実施するとともに、教育機関と連携して広報を行うなど、若者のものづくりへの興味・関心を高める取組を行います。
- ・県内の卓越した技能者を表彰するとともに、技能五輪などの各種技能競技大会へ若年技能者の参加を推進し、技能振興を図ります。

○デジタル人材育成等のリスクリングの支援

- ・中小企業がデジタル技術を導入するに当たって、必要となる知識の普及啓発、伴走型の研修の実施や専門家派遣等による支援を通じて、各企業の状況に応じた人材育成等の支援を行います。【再掲】
- ・高等技術専門校や高齢・障害・求職者雇用支援機構等において、在職者等を対象にＩＴに関する知識習得や技能向上のための訓練を実施し、デジタル化の進展に対応できる人材の育成を支援します。【再掲】
- ・高等技術専門校において、地域の中小企業の在職者等を対象に、技能向上のためのリスクリング訓練を実施するとともに、定員の拡充を図ります。
- ・高等技術専門校の全訓練科において、デジタル化の進展に対応するための基礎的なＩＴリテラシーなどの習得に向けた訓練カリキュラムの導入・拡充を図ります。
- ・離職者を対象とした委託訓練において、ＩＴ資格等の取得を目指すコースを拡充し、地域の中小企業への人材供給を図ります。

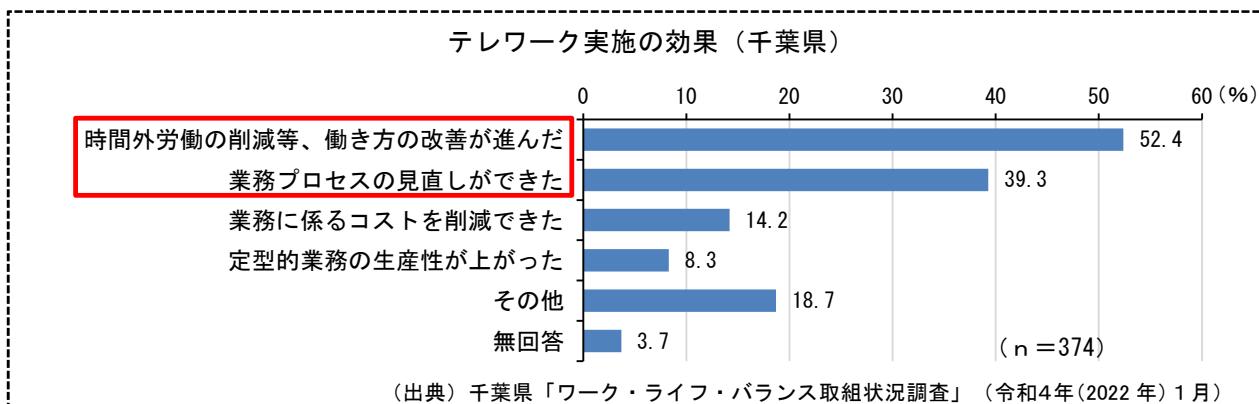
2 多様な働き方を実現する環境整備

①現状と課題

社会や経済のグローバル化やデジタル化の進展等により、人々の価値観やライフスタイルが変化する中、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に新しい生活様式に対応した多様で柔軟な働き方が広がっています。

感染症対策として急速に導入が進んだテレワークは、時間外労働の削減や業務改善など様々な効果が期待されます。このほか、時差出勤や短時間勤務、フレックスタイム制、自社以外で自らの専門技術・経験等を活かす副業・兼業など、働く人々が「職場」や「勤務時間」といった従来の枠組みにとらわれない働き方が広まりつつあります。

このような中、中小企業は、労働時間の上限規制や同一労働同一賃金等の法制度への対応だけでなく、生産性の向上や人材の確保に向けた取組の一環として、労働者が多様な働き方を選択できる環境整備を、着実に進めていく必要があります。



②地域勉強会、研究会等での意見

- テレワークは非常に便利で効率的な働き方のため、積極的に推進していくべきだが、同時にセキュリティ対策にもしっかりと取り組まなければいけない。（研究会）
- テレワークは、社員の勤怠管理が難しく、進め方が分からぬ。（地域勉強会）
- ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方のひとつとして、ワークシェアリングは有効である。シェアであれば女性や高齢者も働き方を選択することが可能であり、多様な人材の活躍にもつながる。（研究会）
- 社員の定着率やモチベーションの向上への取組として、副業やテレワークの導入も重要であるが、そもそも給与水準の向上や福利厚生の充実、適切な人事評価制度の導入なども重要な取組と言える。（研究会）

③取組の基本方向

○働きやすい環境づくりへの支援

- ・県内企業の働き方改革やテレワーク導入を進めるため、経営者等の理解を深める各種セミナーを開催するとともに、個々の企業の相談に対応します。

- ・働き方改革やテレワーク導入に取り組む中小企業に対して、各分野の専門家を派遣し、企業のニーズに合わせた支援を行います。
- ・多様で柔軟な働き方の推進に積極的に取り組む中小企業を募集・登録し、取組状況に応じた区分を設けて公表することで企業の更なる取組を促進し、中小企業の人材確保を支援します。

○多様な働き方に関する普及啓発

- ・中小企業が、労働者が働きやすい環境づくりに取り組むよう、働き方改革ポータルサイトやリーフレットを作成し、各種支援策や取組事例などを紹介するとともに、労働関係法や正しい労働知識の情報発信により、普及啓発を図ります。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事と家庭の両立支援や女性の登用・職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内事業所を表彰するとともに、県のホームページなどで紹介します。

○労働相談センターによる相談対応

- ・労使関係の安定や紛争の未然防止等を図り、働きやすい環境づくりを支援するため、「千葉県労働相談センター」に専門の労働相談員を配置し、賃金不払い、解雇など雇用関係に伴う労使間のトラブル等の労働相談に対応します。

○公労使会議による連携

- ・県内の雇用の質の向上やこれによる地方創生、経済活性化を図るため、国、県、労使団体及び金融機関等の関係者が連携して、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現、非正規雇用労働者の処遇改善、職場における女性活躍等を推進します。

第4 中小企業と地域活性化

1 地域の特色を活かした地域活性化

(1) 地域資源を活用した新商品開発・事業活動の促進

①現状と課題

本県は、三方を海に囲まれ、首都圏にありながら豊かな自然環境を有しており、農林水産物、鉱工業品、文化財、自然の風景地、レジャー施設等が豊富にあることが特徴です。中小企業をはじめとする多様な主体が、地域資源を活用し、魅力ある新商品開発やプランディング、6次産業化³⁹、農商工連携⁴⁰等へ取り組むに当たっては、最適な環境と言えます。

一方で、中小企業が地域資源を活用した商品開発等に取り組むための情報や取組に必要なノウハウが行き届いていないことから、十分な情報提供を行うとともに、開発段階から販路開拓、情報発信まで適切に支援することが必要です。

また、本県の風土と歴史の中で生まれ、伝統的な技術・技法が受け継がれてきた伝統的工芸品などについても、効果的に魅力を発信し、地域の活性化を図ることが重要です



³⁹ 農林漁業者が主体となり、農林水産業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらには流通や販売などの3次産業まで一体化した産業として、農林水産物の新たな付加価値を生み出すこと。

⁴⁰ 中小企業が主体となり、農林漁業者と連携を図って農産物等の地域資源を活用することで付加価値を高め、地域の新たな産業として振興を図ろうとするもの。

②地域勉強会、研究会等での意見

- 6次産業化については、原材料の生産は十分だが、企業に加工技術がないことから、生産販売で終わってしまうケースがある。(地域勉強会)
- 中小企業は地域のブランド商品等の開発に熱心に取り組んでいるが、マーケティング面に課題を抱えているため、県の支援が必要である。(研究会)
- 「ちばのキラリ」ロゴマークの許諾件数⁴¹は少ない印象を受けた。ちばブランドの1つとして有効に活用できるポテンシャルがあるので、もっと周知できると良い。(研究会)
- 伝統産業を守っていくことも重要な取組である。(研究会)

③取組の基本方向

○ 農商工連携や地域資源の活用による事業展開への支援

- ・ 中小企業や農林漁業者との連携体が県産農林水産物や地域資源を活用した新商品・サービス等の開発及び販路開拓に取り組む際に要する費用の一部を助成します。
- ・ 地域資源を活用した事業を行う中小企業と県産農林水産物の加工や商品化のニーズを持つ農林漁業者等のマッチングを行うとともに、地域連携コーディネーターを配置し、中小企業等の新商品の企画・開発及び既存商品の改良に関するアドバイス等を行い、地域のネットワークが一体となって取り組む農商工連携を支援します。

○ 新商品等の開発・改良や販路開拓への支援

- ・ 県産農林水産物などの地域資源を活用した商品について、開発段階から商品改良、販路開拓等まで一貫した相談対応を行うとともに、消費者ニーズを捉えた商品改良につなげるため、テストマーケティング等の実施への支援を行います。【再掲】
- ・ ちばの「食」産業連絡協議会を通じて、中小企業等がニーズの発信やマッチング、情報交換など双方向の交流ができる機会を設け、ネットワークの形成を促進するとともに、「食のちばの逸品を発掘」コンテストや各種商談会等を通じ、販路開拓を支援します。【再掲】
- ・ 中小企業の農林水産物・食品の輸出事業計画の作成支援や施設整備等の事業実施に係る支援を行うとともに、展示会等への出展など販路開拓の取組を支援します。

【再掲】

○ 「ちばのキラリ」ロゴマークの活用促進

- ・ 中小企業が地域特性や資源を活用した商品を製造、販売するに当たり、認知度が高いチーバくんを活用した「ちばのキラリ」ロゴマークの使用を許諾することにより、商品の認知度向上や消費拡大を支援します。



▲「ちばのキラリ」ロゴマーク

○ 指定伝統的工芸品の振興

- ・ 房州うちわなどの指定伝統的工芸品について、伝統的工芸品展等への出展や魅力発信等を行うことで、知名度の向上を図るとともに、後継者養成を支援します。

⁴¹ 令和5年（2023年）1月6日現在で12社43商品。

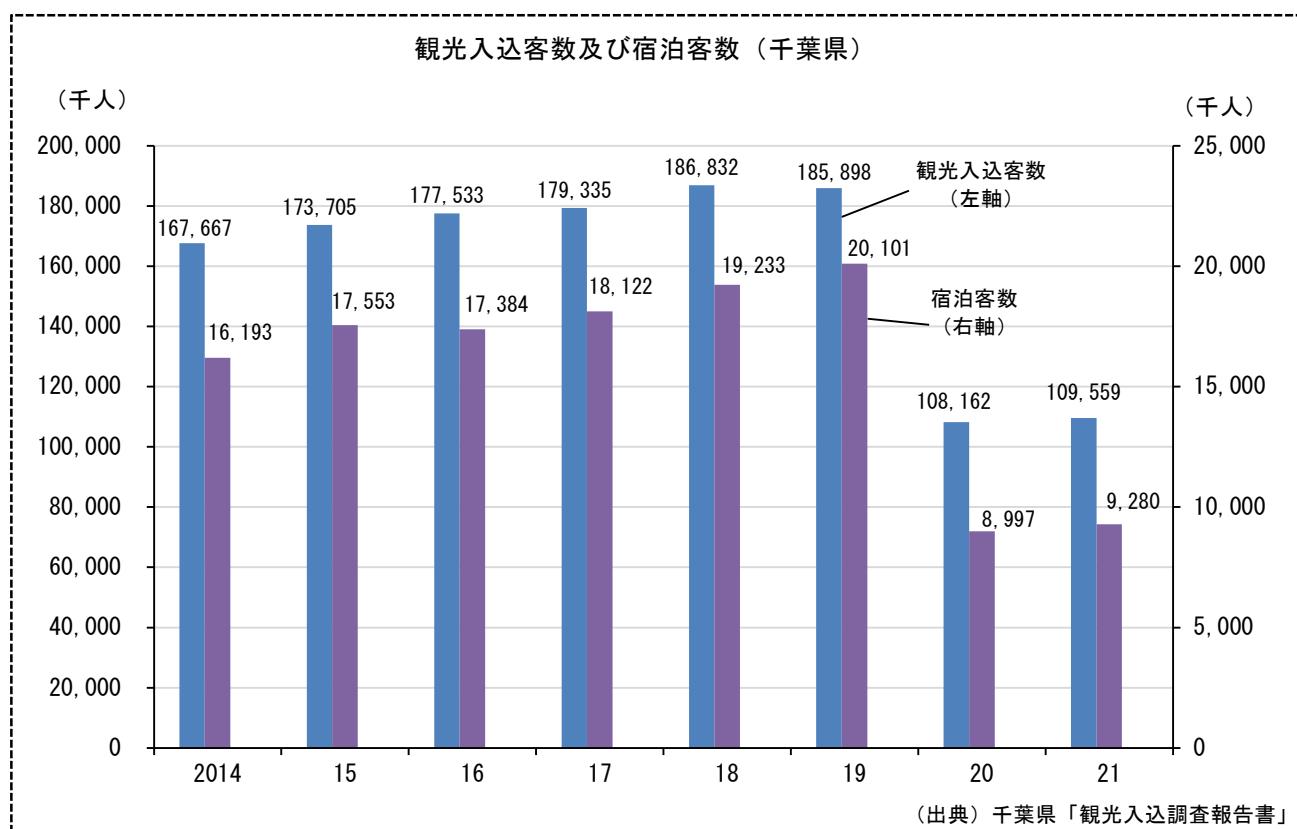
(2) 観光振興を通じた地域活性化

①現状と課題

本県は、首都圏にありながら、温暖な気候や「花」や「海」をはじめとした豊かな自然環境、恵み豊かな農産物・海産物、魅力的な観光資源や数多くの歴史的・文化的資源など、多様な強みを有しており、これらを観光振興に活用することが重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、従来型の団体旅行から個人旅行に主たる旅行形態がシフトするなど、観光客のニーズは変化しています。また、自然環境や観光地の中で休暇を楽しみながら、クリエイティブに仕事をする「ワーケーション」などの観光需要も増えています。

このため、各地域においては、こうした新しい観光ニーズに対応していく必要があります。



②地域勉強会、研究会等での意見

- 空港近郊地域は、成田国際空港と距離が近いという交通アクセスの利便性を活かして、周辺の地域にも気軽に足を運んでもらえるような仕掛けを考えるべき。（研究会）
- 千葉県は、市街地を中心の地域から観光資源が豊富な地域まで多様な地域特性があるので、それぞれの魅力を活かした観光振興ができれば、地域活性化につながる。（地域勉強会）
- 千葉県の観光のポテンシャルを活かして、「ワーケーションなら千葉県！」と言われるようなブランディングに県として積極的に取り組むことにより、多くの人にリゾートを兼ねたワーケーションの良さを知って欲しい。（研究会）

③取組の基本方向

○持続可能な観光地づくり

- ・観光客と地域住民の両者が満足できる「訪れてよし、住んでよし」の持続可能な観光地づくりに向けて、中長期的な観光需要を開拓・獲得するため、地域資源を活用した付加価値の高い観光コンテンツの開発を支援します。
- ・国内外の観光客の多様な価値観やニーズに対応した付加価値の高いサービスの提供を図れるよう、多くの観光客が利用するトイレ等の整備を通じて、魅力あふれる観光地を構築します。

○県内観光需要の喚起に向けた効果的なマーケティング戦略

- ・旅行形態等のニーズの変化に合わせて、ホームページやSNS等を効果的に活用して観光情報を発信するとともに、外国人観光客の来県を促すため、観光物産協会や観光協会等と連携したプロモーションを行います。
- ・観光客の動向を把握し、観光事業者に有益な情報を提供するため、観光統計等に係るビックデータの効果的な活用によるマーケティング・リサーチの強化を図ります。
- ・県産品の知名度を全国的に向上させるため、物産展等を開催することで、県外へのプロモーションを実施していきます。

○新しい旅のスタイルの促進

- ・本県の持つ優位性等を活かして、ワーケーションの導入を検討している企業を受け入れるため、企業と受入地域のマッチング機会の提供や、情報発信を積極的に行うとともに、ワーケーションの受入環境を整備する地域の取組を支援します。
- ・県・市町村で構成する「千葉県移住・二地域居住連絡会議⁴²」を活用し、ワーケーションをはじめ千葉県で実現できる様々なライフスタイル等の情報発信の強化を図ります。
- ・東京2020オリンピック競技大会のサーフィン競技が釣ヶ崎海岸で開催され、世界的にも注目が集まる外房地域において、サーフィン体験会の開催等、県内外からの誘客が期待できるスポーツコンテンツの開発を行います。

○MICE⁴³誘致の推進

- ・県の有望な産業に係る展示会などを積極的に誘致することで、県内中小企業の取引機会を増やすとともに、出展を希望する企業への支援を行います。
- ・大規模な国際会議や展示会などのMICE誘致に当たっては、会場周辺や県内観光地において飲食店や宿泊施設等への波及効果が高まるよう、市町村や関係事業者と連携し、アフターMICEの魅力向上にも取り組みます。
- ・成長産業やものづくり産業に係る展示会が開催される際は、本県の経済を支えていく人材である県内学生が興味を持ち、将来就職してもらえるよう、県内の高等技術専門校や高校等に情報を提供するとともに、関係機関との連携により、学生の参加促進を呼びかけていきます。

⁴² 県と市町村が広域で連携し、移住・定住に加え二地域居住の促進に一層取り組み、本県への関係人口の増加につなげるため、総合企画部地域づくり課が令和4年（2022年）に設置した会議。

⁴³ 企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議（Convention）、イベント・展示会・見本市（Event/Exhibition）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

2 地域づくり・まちづくりと連携した中小企業の活性化

(1) 地域と連携した商店街の活性化

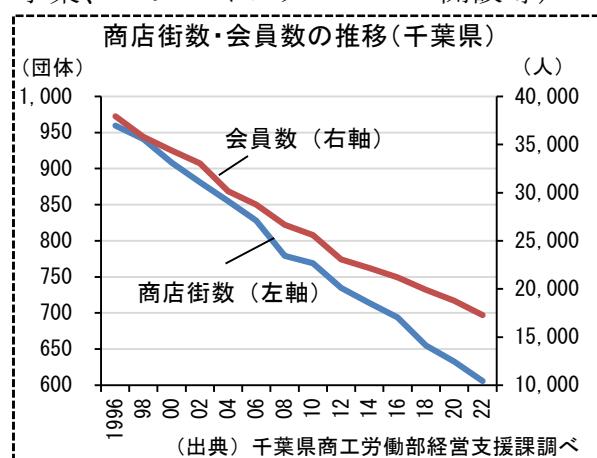
①現状と課題

商店街は、地域住民の「買い物の場」であると同時に、「地域住民のコミュニティの場」でもあり、商店街の活性化は地域づくりの観点からも重要です。

しかしながら、商圏人口の減少や、郊外型大規模商業施設の進出、E C市場の拡大等による商業環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による来街者数や売上高の減少など、商店街を取り巻く環境は、一層厳しさを増しています。また、商店主の高齢化による後継者不足や、空き店舗の増加なども問題となっており、商店街数や会員数は減少傾向にあります。

一方で、感染症の拡大により需要が拡大した非対面・非接触型サービスに対応するため、空き店舗を活用した共同事業（デリバリー事業、コワーキングスペース開設等）やE Cの導入等が進みました。県内においても環境に配慮した商店街づくりを進めるために、街路灯をLED化するなど、集客力の強化や活性化に向けて意欲的な商店街も見られます。

商店街を取り巻く環境が厳しさを増す中、商店街は、商品・サービスを提供するだけでなく、顧客のニーズや期待される社会的な役割を認識した上で、地域の実情に合った方法で賑わいを創出することが課題となっています。



②地域勉強会、研究会等での意見

○地域商業活性化に取り組む意欲はあるが、課題整理や取組の具体化に至っていない。

活性化計画の作成から実行まで様々な角度からの支援があると良い。（地域勉強会）

○商店街の景観を統一デザインにし、一体感を持たせることは重要であるが、ハード面の整備は費用が高いので、通り沿いに同じバナーを掲げたり各店舗の店先に掲げたりするのは、費用負担も少なく済むのではないか。（地域勉強会）

○知名度の高いチーバくんを商店街のPRに起用したり、若者受けが良いインスタスポットで集客を図るなど、商店街のブランド化が必要ではないか。（地域勉強会）

○新規事業を始めたいが場所がない人もいるので、事業をやめる人とうまくマッチングができると、商店街の活力の維持につながる。（研究会）

○活性化策のひとつとして、ローテーションで商店街の期間限定商品を駅ナカで販売し、話題性を高めることも面白いのではないか。（研究会）

○商店街の小売業は、個店の魅力と商店街の魅力の両方を推し進めていく必要がある。商店街はS NSとの親和性が高いので、商店街の歴史や個店の魅力などをS NSで積極的に情報発信することは、有効な活性化策である。（研究会）

③取組の基本方向

○コーディネーターによる支援

- ・「商店街活性化に向けた取組をしたいが、何から始めたらよいか分からない」という商店街に対して、課題の洗い出しや解決に向けた計画づくり、補助事業申請に係る支援などを行うコーディネーターを派遣します。

○地域商業の活性化への取組支援

- ・商店街等が、地域の特色や消費者である住民の意向・ニーズを踏まえて、イベントの開催や街路灯の建替え・LED化、防犯カメラの設置等の施設整備などに計画的に取り組めるよう支援します。
- ・商店街の振興に向けて、意欲的に取り組んでいる商店街を表彰することで、地域商業の活性化への取組を促進します。

○若手リーダーの育成支援

- ・次代を担う若手商業者の育成に向けた講座の開催やネットワークづくりへの支援を通じて、商店街活動の活性化を図り、地域の商業機能を確保します。

○地域や商工団体との連携

- ・地域の実情を把握している市町村や商工団体等との意見交換を重ね、地域の課題や商店街の意向を把握するとともに、平成20年（2008年）に策定した「商業者の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、企業の地域貢献活動を促進します。

○空き店舗を活用した取組等への支援

- ・商店街の活性化を図るため、商店街等の活性化計画に基づく新規事業について、経営ノウハウに関する相談対応を行うとともに、空き店舗を活用した新装・改装を助成します。
- ・空き店舗を活用した取組を積極的に支援することにより、商店街における新規出店や事業承継を促進します。

（2）企業誘致の促進

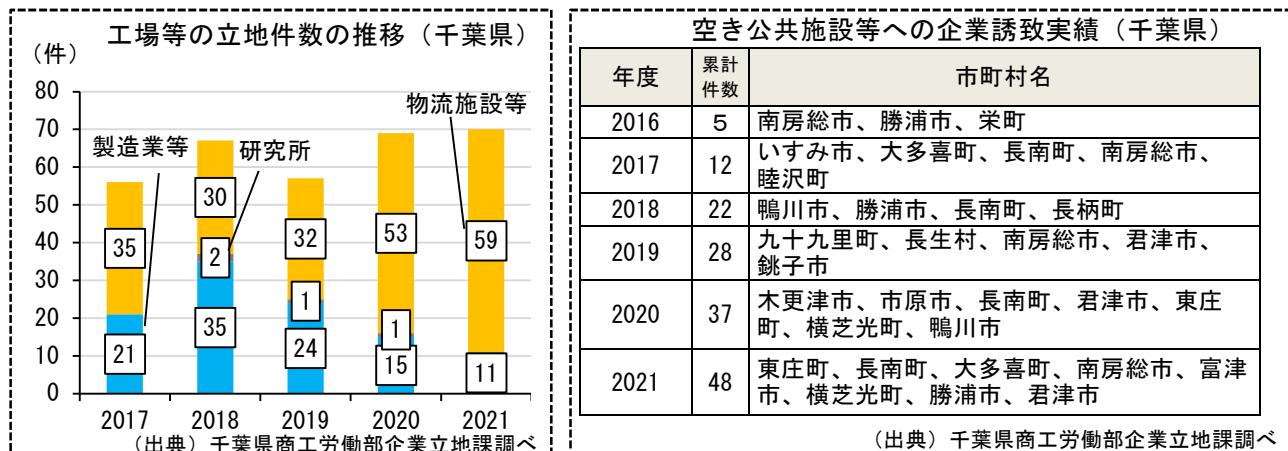
①現状と課題

大企業を含め、新たな企業の立地は、地元の中小企業との取引拡大や県民の雇用機会の創出等の効果があり、地域経済の活性化に大きく寄与するものと言えます。

これまで、県内への工場等の立地件数は堅調に推移しています。今後、成田国際空港の更なる機能強化や広域道路ネットワークの更なる整備・充実などにより、広域交流拠点としての優位性の向上が見込まれており、首都圏にありながら豊かな自然環境に恵まれている本県の強みとの相乗効果も期待されています。

また、人口減少や少子高齢化等が深刻化している地域では、地域経済の活性化を図るために、平成28年（2016年）から市町村と連携し、空き公共施設等を活用した企業誘致に取り組んでおり、令和3年度（2021年度）までに計48企業が新たに立地しました。

このように県内への企業の立地は堅調な一方で、その受け皿となる産業用地は年々減少していることから、更なる空き公共施設等の活用や産業用地確保の検討を進め、積極的に企業を呼び込む必要があります。



②地域勉強会、研究会等での意見

- 企業誘致は重要な観点だが、中小企業が、自社が進出できる土地の情報を入手できない点が問題である。中小企業でも再投資を検討している企業はあるので、産業用地の情報を県が一括管理して、企業に対して紹介できるような仕組みがあると良い。（研究会）
- 千葉の特性を活かして、特色のある企業を戦略的に誘致できると良い。（研究会）

③取組の基本方向

○本県の立地優位性を活かした企業誘致の推進

- ・企業誘致セミナーの開催などにより、本県の立地優位性などの魅力を発信し、県内への企業立地を促進するとともに、立地企業補助金や地域未来投資促進法、地域再生法⁴⁴等に基づく支援策等の周知を図るなど、中小企業の立地・成長を支援します。
- ・市町村や民間企業等と連携して産業用地の確保や情報収集に取り組むとともに、中小企業が立地を検討する際に必要な情報を発信していきます。

○中小企業の再投資等への支援

- ・県内経済を支える中小企業の再投資等を促進するため、立地企業補助金等の支援策等の周知・活用促進を図るとともに、丁寧な企業訪問等により企業のニーズを十分に把握し、当該ニーズに合った様々な支援を行います。

○空き公共施設等の活用促進

- ・空き公共施設を有効活用した企業誘致を推進するため、空き公共施設等の活用に関心のある企業の発掘や市町村と企業のマッチングを促進します。

（3）多様な主体の連携による地域課題解決の促進

①現状と課題

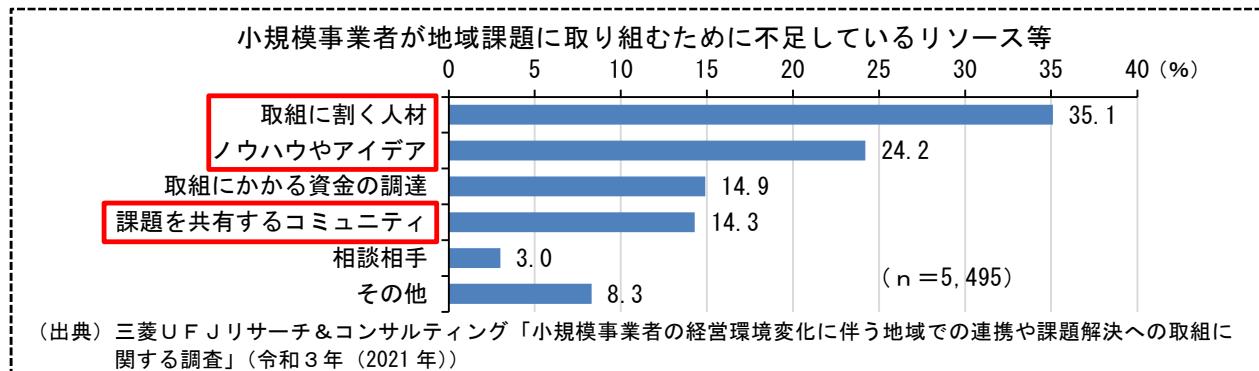
県内各地域においては、東京との近接性や自然環境、歴史的経緯などにより、それぞれの特性を活かした文化が育まれるとともに、農林水産業・商工業などバランスの取れた産業構造が形成されるなど、魅力的な地域づくりが進められてきました。

⁴⁴ 地域再生法（平成17年法律第24号）は、就業の機会の創出、経済基盤の強化、生活環境の整備を三本柱とし、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援するもの。

今後、地域特性を活かして活性化を図る上では、新たな技術やアイデア、ビジネスモデル等を活かして各地域が抱えている課題を克服していくことが必要であり、そのためには、住民や中小企業、市民活動団体、教育機関、行政など多様な主体が連携して、地域課題の解決に取り組むことが重要です。

特に、中小企業は、事業活動が地域に密着している点や地域住民との距離が近い点などから、地域課題解決に取り組むに当たって、連携体における中心的な役割が期待されます。

一方で、中小企業が地域課題に取り組むに当たっては、人材やノウハウ、アイデアの不足だけでなく、地域とのつながりや連携面において、交流の場が確保されていないなどの課題が挙げられます。



②地域勉強会、研究会等での意見

- 中小企業が事業として地域課題解決に取り組むことは、持続可能性のある地域づくりにつながることから重要だが、一方で、地域課題の情報が中小企業に届かないという問題がある。(研究会)
- 地域課題の解決に当たって、多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら連携して取り組むことがビジネスにつながることが多く、行政にはそのマッチングの役割を期待。(地域勉強会)
- 人口減少が進んでいる地域では、企業等や自治体、商工会等様々な支援機関、地域住民等の連携により革新的な新事業・サービスが生まれる可能性がある。(研究会)

③取組の基本方向

○地域課題解決の取組への支援

- ・中小企業や大学等が、革新的なアイデアや先端技術、新たなビジネスモデル等を活用し、地域課題の解決等を目的として行う実証実験や社会実装を支援するため、実証実験ワンストップ窓口を設置し、実施場所となる市町村等とのマッチングを行います。【再掲】
- ・中小企業等の連携による、デジタル技術を活用した生産性向上や業務変革、新産業の創出に向けた先進的な取組に対する助成制度を充実させることを通じて、成功事例を創出し、その成果を県内に普及させます。【再掲】
- ・地域課題に関する情報収集に取り組むとともに、ホームページ等で情報発信することにより、技術やサービスを提供する中小企業の取組を促進します。

○地域課題解決の機運醸成

- ・実証実験ワンストップ窓口で情報収集した中小企業の地域課題解決の取組事例等を広く発信することで、県内各地域における機運醸成を図ります。
- ・福祉や環境、子育て、まちづくりなどの様々な分野で、市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政機関等が連携して、地域の課題解決に取り組む連携事例を表彰し、周知することで、連携による地域づくりの促進を図ります。

○地域課題解決に向けた連携の促進

- ・優れた技術シーズを有するベンチャー企業と、その技術を活用したい企業・大学等との共同研究や外部連携などのオープンイノベーションを促進するため、交流機会の提供等を行います。【再掲】
- ・地域企業等と豊富な知識・経験等を有する副業人材をマッチングし、地域の課題解決に資する中小企業等の取組を支援します。

県内各地域の課題解決に向けた動き

株式会社SOTOBO ISUMI（いすみ市）

- ⇒夷隅東部漁業協同組合などの出資により設立。株式会社京葉銀行、NTT東日本株式会社千葉事業部、いすみ市等が連携して持続可能な漁業の実現や地域活性化に取り組む地域商社です。
- ⇒水産資源の減少や担い手不足等の漁業を取り巻く課題解決のため、デジタル技術を活用して地元で水揚げされた魚の鮮度を見える化すること等により、魚の高付加価値化や漁業者の所得向上に取り組んでいます。
- ⇒地域全体のデジタル化を進めるため、小中学校へのICT機器の導入・活用支援や、美食の街を謳った観光振興など幅広い分野において、地域活性化に取り組んでいます。



さんむエコノミックガーデニング（山武市）

- ⇒中小企業、商工会、金融機関、山武市等が連携して、地域の中小企業の成長を地域全体で支援することにより、経済活性化を図っています。
- ⇒地域資源を最大限活用するため、「山武杉」の商品開発や田舎アクトティビティの創出を通じて、地域の魅力のブランド化に取り組んでいます。
- ⇒地元の中小企業への就職を促進するため、就職フェアの開催や魅力発信に取り組んでいます。



高滝湖企業連携プロジェクト（市原市）

- ⇒令和3年（2021年）、廃校（旧高滝小学校）をリノベーションした宿泊施設「高滝湖グランピングリゾート」の開業を契機として、市原DMO（市原市観光協会）の提案により、20社を超える企業と行政が連携し、地域の魅力向上や活性化のためのプロジェクトが発足しました。
- ⇒多くの観光客を呼び込むため、令和4年（2022年）から「高滝湖コーポレートオフィス」を活動拠点として、市原ぞうの国や市原湖畔美術館等を活かした観光振興に取り組んでいます。
- ⇒移住や起業・オフィス立地に関するワンストップ相談窓口「いちはらライフ＆ワークコミッショング」を拠点として、市南部地域への関係人口の創出や企業誘致に取り組んでいます。



第5章 第5次ちば中小企業元気戦略を推進するための方法

第1 支援体制の充実

中小企業を取り巻くビジネス環境が大きく変化する中、中小企業が様々な経営課題に適切に対応し、持続的に成長するためには、各分野において相談支援が受けられる環境を整えることが重要です。

県内では、各市町村に置かれている商工会・商工会議所が、金融・労務・税務など経営全般から経営計画の策定・実施まで地域の身近な支援機関として役割を担うほか、千葉県産業振興センターが県全域を対象とした中核的支援機関として、総合的な相談対応・専門家派遣などを行っています。

また、中小企業団体中央会では、中小企業が単独では解決が困難な課題を解決するため、中小企業の事業の共同化のための組織の整備、共同事業への助成等を行っています。

そのほかにも、研究開発、人材の確保・育成、知的財産・発明、販路開拓・海外展開等の専門分野についてそれぞれ支援機関があるほか、中小企業の経営基盤である資金融資や経営支援等を行う金融機関や多くのベンチャー企業が入居しているインキュベーション施設などに加え、市町村や国が設置している相談窓口があります。

中小企業の活性化のためには、各支援機関等がそれぞれの特色を活かし、専門性を發揮しながら、相互に連携・補完することで、伴走支援体制を強化する必要があります。

多様化する支援ニーズを踏まえ、千葉県産業振興センターについては、業務効率の向上や企業訪問体制の強化、情報システムの導入等、中核的支援機関としての機能を強化します。また、公設試験研究機関である千葉県産業支援技術研究所についても、各技術分野の試験研究や組織横断的なプロジェクト研究の企画、試験機器の導入、研究員の人材育成等、機能強化を進めます。

経営に関する相談

○（公財）千葉県産業振興センター（所在地：千葉市ほか）

売上拡大、技術開発、生産性向上、事業承継、下請取引、人材採用等の様々な課題に関して、ワンストップ窓口「チャレンジ企業支援センター」をはじめ、「下請かけこみ寺」、「ジョブカフェちば」など様々な窓口で支援を行う総合的な支援機関

○千葉県よろず支援拠点（千葉県産業振興センター内）

国が設置する中小企業・小規模事業者・創業希望者向け無料経営相談所

○商工会・商工会議所（各市町村）

金融・労務・税務などの経営全般の相談や、技術の向上、各種事業計画の策定支援などを行う地域の身近な支援機関

○千葉県中小企業団体中央会（所在地：千葉市）

組合等の設立・運営指導から経営相談まで幅広く支援を行う機関

○市と商工会議所等の連携による支援センター（所在地：千葉市、松戸市、市原市、木更津市、君津市）

市や商工会議所等が設置・運営する支援機関

○千葉県中小企業診断士協会（所在地：千葉市）

創業支援に加え、新事業の立ち上げ、経営革新や経営改善に向けた計画の策定支援など、経営の専門家である中小企業診断士による支援機関

産業技術に関する相談

○千葉県産業支援技術研究所（所在地：千葉市）

共同研究・受託研究、依頼試験、技術の相談、情報提供、人材育成支援等を通じ、ベンチャー企業の創出・育成、産学官連携による新産業創出等を目指す研究施設

○東葛テクノプラザ（所在地：柏市）

研究開発室・試験機器の貸付等による技術支援、インキュベーションマネージャーによる経営相談、産学官の研究交流事業等を実施するインキュベーション施設

○（公財）かずさDNA研究所（所在地：木更津市）

バイオ・ライフサイエンス分野を中心とした技術コンサルティングや新製品開発に向けた企業との共同研究、「バイオ産業技術支援センター」で行う受託解析の引受けなど、DNAの研究を専門的に行う世界初の研究機関

事業承継・事業再生に関する相談

○千葉県事業承継・引継ぎ支援センター（千葉商工会議所内）

次世代への事業引継ぎに関する様々な課題解決を支援する相談窓口

○千葉県中小企業活性化協議会（千葉商工会議所内）

各地域の金融機関や各種支援機関等と連携し、収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジを支援する支援機関

貿易・海外投資に関する相談

○（独）日本貿易振興機構（ジェトロ千葉貿易情報センター）（所在地：千葉市）

貿易投資アドバイザーによる海外企業との貿易取引の相談対応や基礎的貿易実務や相手国の投資環境等の情報提供など、海外展開に関する支援機関

金融・信用保証に関する相談

○千葉県信用保証協会（所在地：千葉市、松戸市）

中小企業が金融機関から事業に必要な資金を借りる際に、その保証人となる公的な保証機関

○日本政策金融公庫（所在地：千葉市、松戸市、船橋市、館山市）

様々な分野での成長を支援するため、融資・信用保険・証券化支援等を行う政府系金融機関

○商工組合中央金庫（所在地：千葉市、松戸市、浦安市）

中小企業団体のニーズに合わせた資金調達支援等を行う政府系金融機関

インキュベーション施設

- 東葛テクノプラザ（柏市） ※再掲
- かずさインキュベーションセンター（所在地：木更津市）

かずさアカデミアパークに立地する施設の研究成果を活用し、広範囲な研究開発の展開を支援するための賃貸型インキュベーション施設

- 東大柏ベンチャープラザ（所在地：柏市）
- ベンチャープラザ船橋（所在地：船橋市）
- 千葉大亥鼻イノベーションプラザ（所在地：千葉市）

} (独) 中小企業基盤整備機構が運営するインキュベーション施設

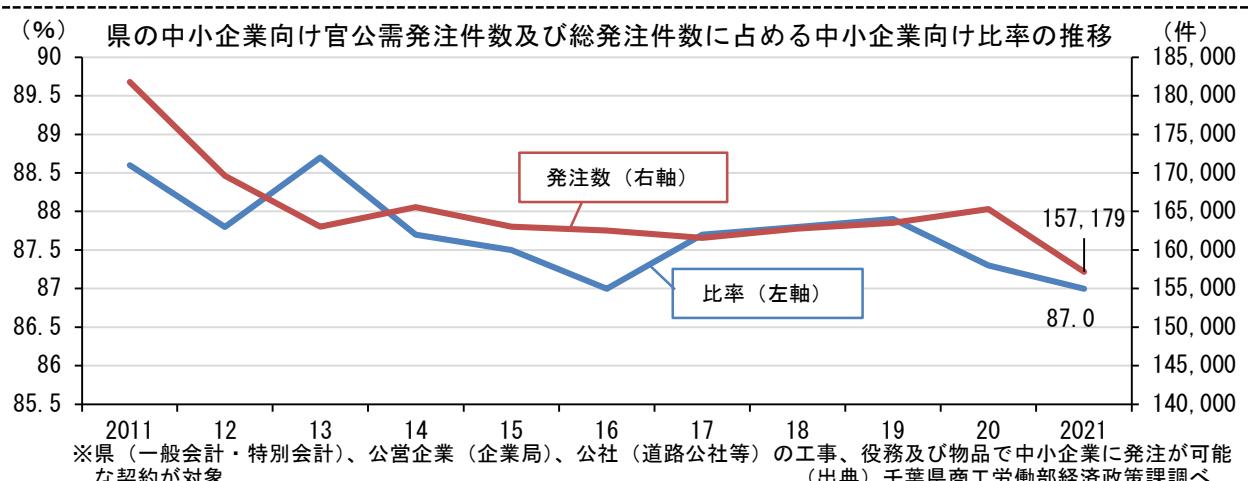
第2 官公需の推進

中小企業振興において、中小企業の受注機会を確保することは重要です。このため、国や地方自治体等による物品・サービスの購入や工事の発注などの「官公需」については、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」が制定されており、本県でも、「千葉県中小企業の振興に関する条例」及び「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を定め、中小企業の受注機会の増大に向けた取組を積極的に推進しています。

本県の令和3年度（2021年度）の中小企業向け官公需発注件数は157,179件で、総発注件数（180,609件）に占める発注比率は87.0%となっており、同年度は、前年度に比べ、感染症の影響等により、総発注数、中小企業への発注数・発注比率のいずれも減少しました。

官公需施策の推進に当たっては、発注側において、官公需施策の認識が浸透していないことや、受注側において、官公需適格組合制度の活用が十分ではないことなどが課題となっており、企業の適正な評価と適正価格による発注や、コスト縮減につながる実施方法を採用した分離・分割発注、少額随意契約による中小企業等の受注機会を増やす工夫等を進めていくことが必要です。

本県においても、一般競争入札の総合評価方式における評価項目の中に「地域精通度」を設定するなど、中小企業が適切に評価されるよう取り組んでいるほか、中小企業のものづくり製品の一部を試験的に発注し、使用後に当該製品の有用性等の評価を行うなど、中小企業の官公庁での受注実績の一層の増加を図ります。



第3 情報発信の強化

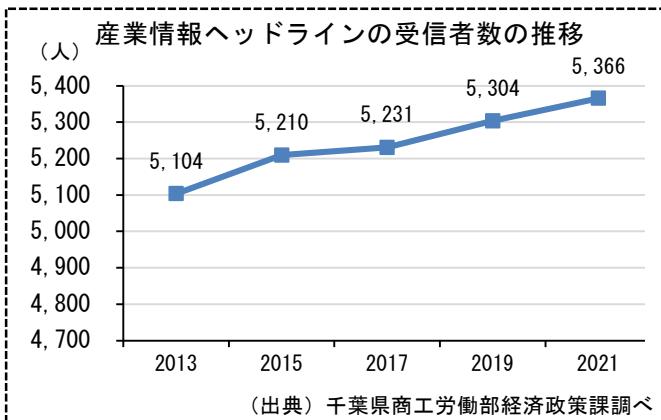
中小企業の振興には、充実した中小企業支援策が豊富にあることが重要ですが、他の支援機関等と連携して広く広報・周知を行い、より多くの中小企業が適切に支援策を活用できるようにすることも必要です。

しかしながら、「必要な情報にたどりつけず、施策の存在を知ることができない」、「どの制度を活用すればよいか分からない」などの指摘も寄せられていることから、中小企業に必要な情報が十分に行き届いていないことが課題となっています。

県では、ホームページやフェイスブック「ちば中小企業元気ナビ」において、各種補助金・支援策等の施策情報やセミナー・イベント等の開催情報を掲載しているほか、千葉県産業振興センターと連携し、メールマガジン「産業情報ヘッドライン」を配信しています。

今後は、中小企業の支援策の活用を促進するため、支援内容だけでなく、補助金の活用事例や経営者インタビュー、先進的な取組事例、魅力的・意欲的な事業者を紹介するなど内容の充実を図るとともに、SNSや動画配信を活用するなど発信方法を工夫することにより、情報発信を強化します。

また、より多くの中小企業に支援策等の周知を図るため、中小企業と関係の深い金融機関や税理士等の専門家とも連携して情報発信を進めます。



第4 戦略の進行管理

1 ちば中小企業元気戦略における進行管理

第4章に掲げた各施策項目に係る取組の基本方向については、毎年度、具体的な事業の取組内容や予算額等を記載した「事業計画書」を作成し、計画に基づき事業を進めることで、施策の着実な推進を図ります。

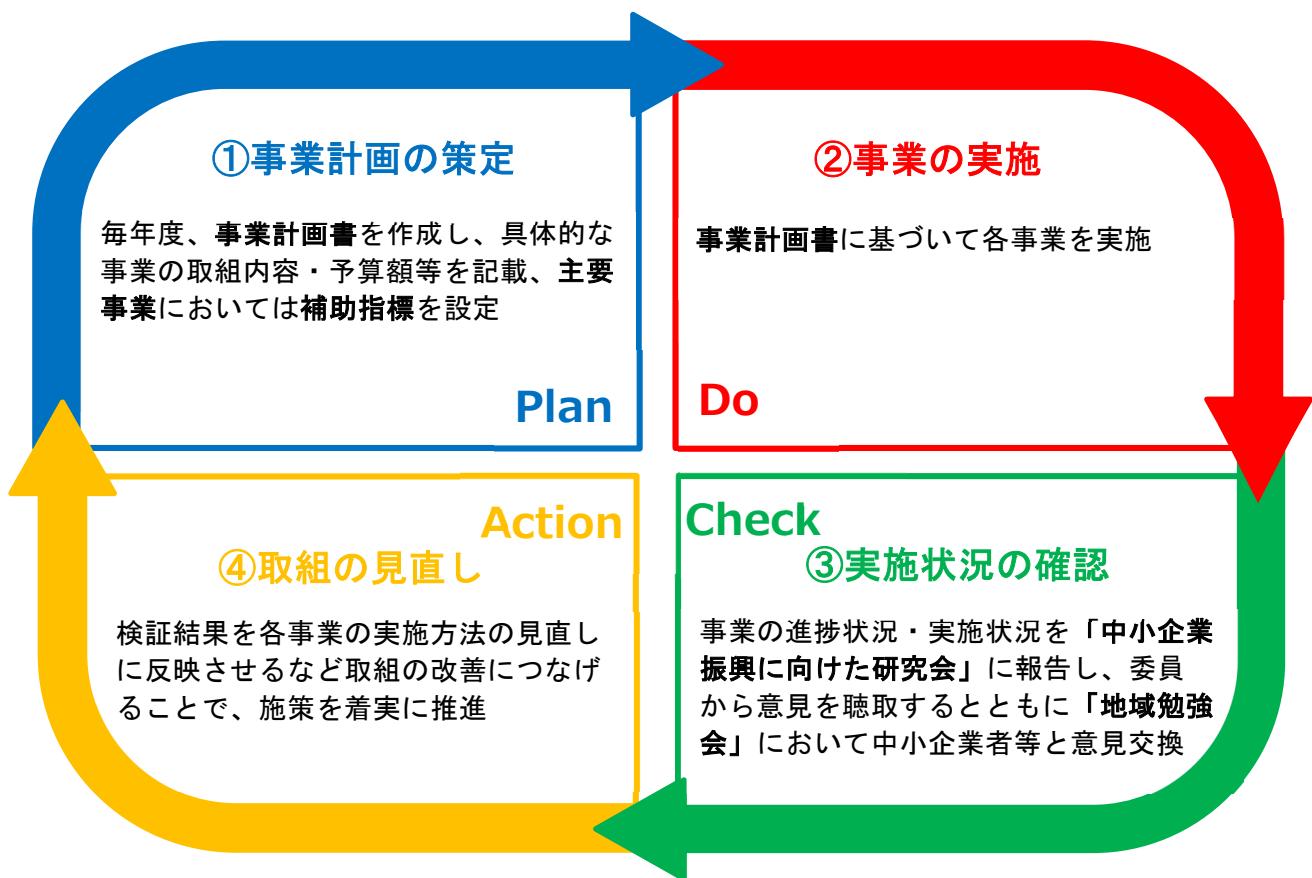
施策の推進に当たっては、まず、「事業計画書」において、基本的方向にそれぞれ社会目標、各施策項目に主要事業を設定し、進行管理に必要な補助指標を主要事業ごとに設けます。毎年度、計画書作成の際に、主要事業や補助指標を見直すとともに、適切な指標の目標値設定を行います。

事業の進捗状況については、定期的に「中小企業振興に向けた研究会」へ報告し、意見を聴取するとともに、「地域勉強会」において中小企業者等と意見を交換します。それらを踏まえて、事業の実施方法等の見直しを行い、取組の改善につなげるなど、各施策を効果的に進めていきます。

事業の実施状況については、翌年度の「中小企業振興に向けた研究会」において意見を伺うとともにその内容を公表します。また、その検証結果を踏まえて、次年度の事業計画書を作成し、事業を推進することで、施策の実効性をより確かなものにします。

こうした観点から、第5次ちば中小企業元気戦略における進行管理を整理すると以下のとおりとなります。

第5次ちば中小企業元気戦略における進行管理



2 「中小企業振興に向けた研究会」における検証

中小企業の振興に関する基本的な方針であるちば中小企業元気戦略を定めるに当たっては、条例第11条第3項の規定により、「中小企業者その他の関係者の意見を聞く」とこととされています。そのため、県では、学識経験者、中小企業経営者、支援機関関係者で構成する「中小企業振興に向けた研究会」を設置し、県内中小企業の現状や課題、支援ニーズを踏まえた各種中小企業支援策等に対する意見を伺っています。

また、ちば中小企業元気戦略策定後の進捗管理に当たっては、条例第17条第2項の規定により、「中小企業振興に関する主たる施策の実施状況について中小企業者その他の関係者の意見を聞く」とこととされています。

そのため、研究会に各事業の前年度の実施状況や次年度の実施計画、関係する補助指標の進捗状況等を報告し、研究会の委員から専門的かつ現場の視点に立った意見を聴取し、各事業の改善につなげていきます。



▲中小企業振興に向けた研究会

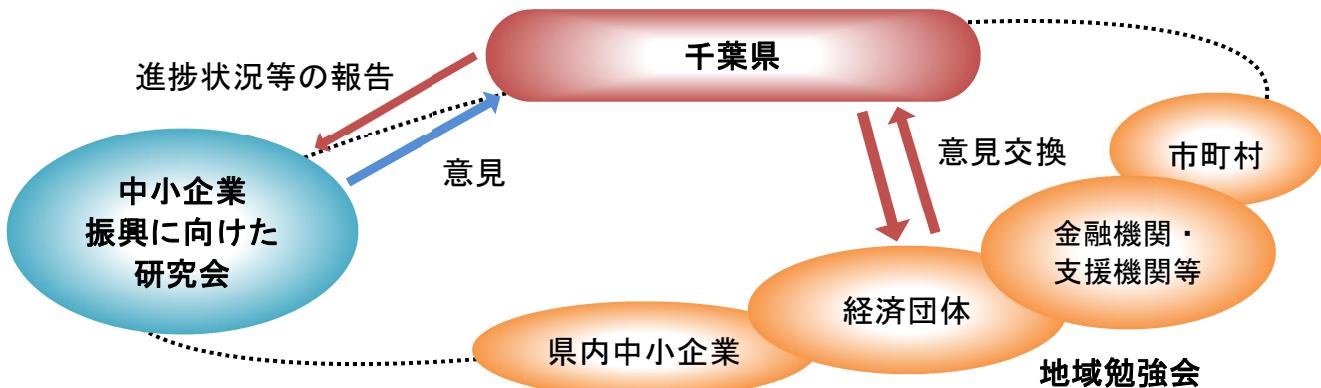
3 地域勉強会の開催

ちば中小企業元気戦略の策定に当たっては、県内各地域において、中小企業や市町村、経済団体、金融機関・支援機関等と「地域勉強会」を開催し、意見交換を行っています。

地域勉強会は、中小企業・小規模企業の経営者等と直接対話をを行い、企業が抱える現場の課題認識を共有し、支援策の検討に活かすとともに、施策の方向性や各種支援策を周知する機会としても機能しています。

ちば中小企業元気戦略の策定後も、地域勉強会を効果的に活用し、活発な意見交換を行うとともに、県内中小企業等から現場の声を聴き、寄せられた意見を十分踏まえながら、ニーズの把握や取組の改善につなげていくことで、ちば中小企業元気戦略を着実に推進していきます。

第5次ちば中小企業元気戦略における推進体制



千葉県中小企業の振興に関する条例

施 行 平成19年3月16日 条例第5号
一部改正 平成29年12月28日 条例第43号

千葉県の中小企業は、県内企業の大多数を占めており、様々な経済的・社会的環境の変化に応じた多様な事業活動を通じて、本県経済の成長を支える存在として、また、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与してきた。特に、小規模企業は、地域における経済の安定及び新たな産業の創出という観点からも、本県経済において重要な役割を果たしてきた。

本県の持続的な発展を確固たるものにするためには、こうした中小企業の役割と重要性を県、市町村、事業者、経済団体、大学、そしてすべての県民が認識し、各々がその果たすべき役割を十分踏まえながら緊密に連携し、県を挙げて中小企業を育てていく体制を築いていくことが何より重要である。

しかし、近年、中小企業を取り巻く環境は、これまでにない大きな変化を遂げつつある。経済のグローバル化は、国際的にも、国内的にも、厳しい企業間競争をもたらした。加えて、急速な少子高齢化の進展、そしてこれに続く人口減少時代の到来は、消費の減少を招き、中小企業の事業活動を一層厳しいものにするおそれがあり、特に、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業の事業活動に対し、これらの要因はより一層深刻な影響を与える可能性がある。そのため、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下も懸念される。

このような中で、中小企業の多様で活力ある成長発展を促進するためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、厳しい変化を乗り越えるための果敢な挑戦に取り組む中小企業者を幅広く生み出す環境づくりを早急に進めるとともに、小規模企業者については、その事業の持続的な発展に向けた支援を適切に受けられる環境づくりを併せて進めることも必要である。また、中小企業の事業展開の基盤となる地域を活性化することが地域の経済活動の拡大につながり、さらにこのことによって中小企業の成長発展を促し、地域を一層活性化するという好循環を生み出していくことも重要である。

こうした取組により生まれる元気な中小企業は、豊かで住みやすい千葉県づくりの原動力になるものと確信し、中小企業の振興を県政の重要な課題に位置付け、ここに千葉県中小企業の振興に関する条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が本県経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県、中小企業者その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県の経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 二 小規模企業者 中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 三 産学官民の連携 事業者、大学等（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関その他の研究機関をいう。以下同じ。）、国、県若しくは市町村又は経済団体その他の団体若しくは県民がそれぞれ有機的に連携することをいう。
- 四 地域づくり 地域の歴史、文化、技術、人材、自然環境その他の資源を活用することにより、その地域の関係者が、単独で、又は連携して、地域の課題を解決し、又は地域を活力に満ちた魅力あるものにしていく諸活動をいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、経済的・社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として図られなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することに鑑み、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければならない。

3 中小企業の振興に当たっては、中小企業の経営の規模及び形態が多様であることに鑑み、特に、小規模企業の振興は、小規模企業者の事業の持続的な発展が図られることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、その内容に応じて産学官民の連携を図るよう努めなければならない。

(中小企業者等の努力)

第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。

2 事業協同組合、商店街振興組合その他の中小企業者の事業の共同化のための組織（以下「共同化のための組織」という。）は、基本理念にのっとり、中小企業者とともに、中小企業の経営の向上及び改善に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者及び共同化のための組織は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(中小企業に関する団体等の役割)

第六条 中小企業に関する団体（共同化のための組織を除く。）は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

2 中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるもの（大企業者（中小企業者以外の会社又は個人であって事業を営むものをいう。次条において同じ。）及び大学等を除く。）は、基本理念にのっとり、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第七条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第八条 大学等は、その人材の育成並びに研究及びその成果の普及が中小企業の振興に資するものであることから、自主的に地域づくりに取り組む場合には、基本理念にのっとり、これを行うよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第九条 県民は、中小企業の振興が県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第十一條 知事は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中小企業の振興に関する基本的方向
- 二 中小企業の振興のため総合的に講すべき施策
- 三 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のために必要な事項

3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を聞くとともに、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めなければならない。

4 知事は、前項の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針を定め、又は変更しなければならない。

5 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(創業等への意欲的な取組の促進)

第十二条 県は、経済的・社会的環境の変化に即応した、創業及び中小企業者の経営の革新その他の経営の向上への意欲的な取組を促進するため、経営に関する情報の提供、技術力の向上に関する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(連携の促進)

第十三条 県は、産学官民の連携が中小企業の新たな事業の創出、技術力の強化等に資することにかんがみ、中小企業を中心とした産学官民の連携の促進を図るため、関係者の交流の機会の提供、共同研究の実施への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経営基盤の強化の促進)

第十四条 県は、経営資源の確保が困難であることが多い中小企業者の事情にかんがみ、その経営基盤の強化を図るため、資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成の支援)

第十五条 県は、中小企業の事業の展開に必要な人材の確保及び育成を図るため、就業の支援、職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域づくりによる地域の活性化の促進)

第十六条 県は、中小企業の経営の向上及び改善に相乗的に効果を發揮するような地域づくりによる地域の活性化を促進するため、地域の資源を活用した新たな事業の創出の支援、商店街の活性化を図るための事業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業振興施策の公表等)

第十七条 知事は、毎年一回、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 知事は、前項に規定する中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況について中小企業者その他の関係者の意見を聞くものとする。

3 県は、前項の規定により聴取した意見を考慮して、中小企業の振興に関する施策をより効果的なものにするよう努めるものとする。

(施策実施上の配慮)

第十八条 県は、施策の立案及び実施に当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮するよう努めるものとする。

(受注機会の確保)

第十九条 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

(調査及び研究)

第二十条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 知事は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十九年三月十六日条例第五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月二十八日条例第四十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

中小企業振興に向けた研究会 委員一覧

	氏名	企業名等	分野
1	中山 健	共立女子大学	学識経験者
2	小谷 健一郎	千葉商科大学	学識経験者
3	浅野 美希	食育ネット株式会社	中小企業者
4	小倉 秀一	株式会社いまでや	中小企業者
5	熊谷 正喜	ハイテック精工株式会社	中小企業者
6	菰岡 翼	有限会社松山商事	中小企業者
7	董 麗萍	株式会社ロボット応用ジャパン	中小企業者
8	能登 昭彦	合同会社NIS	中小企業者
9	三浦 慎	株式会社三英	中小企業者
10	浅井 鉄夫	NPO法人ITCちば経営応援隊	支援機関
11	近藤 利砂	千葉県中小企業診断士協会	支援機関
12	菅野 宗孝	千葉県信用保証協会	支援機関